

第3次丹波市男女共同参画計画

丹（まごころ）の里 ハーモニープラン

令和4年度 年次報告書

～認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里～

丹 波 市

## 目 次

|                                  |      |    |
|----------------------------------|------|----|
| 第3次丹波市男女共同参画計画 令和4年度年次報告書について    | ・・・・ | 1  |
| 第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況          | ・・・・ | 2  |
| 1 施策の体系                          | ・・・・ | 2  |
| 2 基本目標ごとの評価まとめ                   | ・・・・ | 3  |
| 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり       | ・・・・ | 3  |
| 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり | ・・・・ | 7  |
| 基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり          | ・・・・ | 11 |
| 基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり          | ・・・・ | 13 |
| 3 数値目標の実績値一覧                     | ・・・・ | 18 |
| 4 第3次計画 自己評価のまとめ                 | ・・・・ | 20 |
| 【参考】第4次丹波市男女共同参画計画の数値目標          | ・・・・ | 21 |
| 第2部 施策の実施状況                      | ・・・・ | 22 |
| 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり       | ・・・・ | 23 |
| 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり | ・・・・ | 27 |
| 基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり          | ・・・・ | 34 |
| 基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり          | ・・・・ | 39 |
| 第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況       | ・・・・ | 48 |
| 第4部 審議会からの意見                     | ・・・・ | 49 |

## 第3次丹波市男女共同参画計画 令和4年度年次報告書について

### 1 作成の趣旨

丹波市男女共同参画推進条例第24条に基づき、第3次丹波市男女共同参画計画（以下「第3次計画」という。）に基づく施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容を公表するものである。あわせて、丹波市男女共同参画審議会に報告し、その意見を踏まえながら、取組を進める。

### 2 本報告書の構成

#### 第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

第3次計画においては、基本理念「認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里」のもと、4つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿った基本方針、推進項目にごとに様々な施策に取り組んでいる。本報告書では、令和4年度の主な推進状況を、4つの基本目標に沿って次のとおりまとめた。

【基礎データ】主な推進状況の推移をグラフ等で示した。

【数値目標】本計画の着実な推進を図り、成果を評価することを目的として、それぞれの基本目標に即した数値目標の実績をまとめた。なお、令和4年度は、第3次計画の最終年であることから目標値の達成状況を以下の考え方により示している。

- ◎…目標値に達した
- …目標値に達していないが、計画開始時と比較して向上
- △…計画開始時と同等
- ×…計画開始時より低下

【自己評価欄】基本方針ごとにA～Dで評価した施策数を記載している。

##### 【自己評価の基準】

- A：実施済みで十分に成果を上げている。
- B：実施済みである程度成果を上げている。
- C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。
- D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】：数値目標に関する事業のうち、主なものを記載している。

【課題と今後の方向性】：令和4年度の推進状況を踏まえ、課題と考えている点、今後の方針や取組方法を記載している。

#### 第2部 施策の実施状況

個別施策の詳細について、令和4年度実績と成果、評価、今後の方向性を明らかにした。なお、評価については、各担当課の自己評価によるものである。

#### 第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく市が実施する男女共同参画推進施策等に関する申出について、令和4年度の対応状況について報告するものである。

#### 第4部 審議会からの意見

丹波市男女共同参画審議会にその内容を報告し、述べられた意見について、取りまとめたものである。

## 第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

### 1 施策の体系

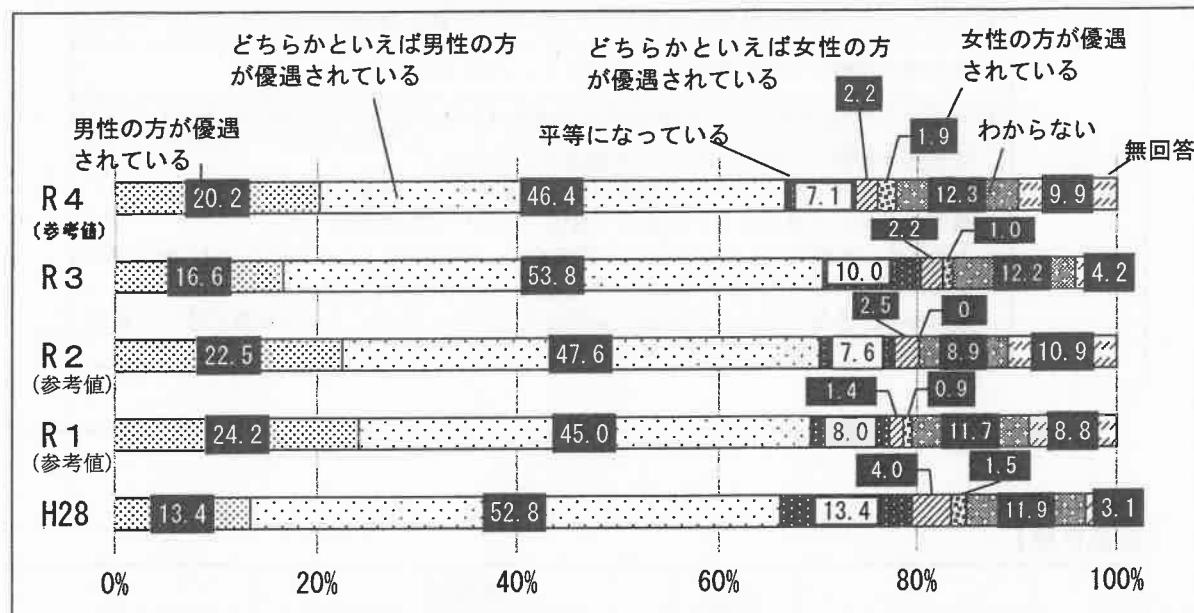
| 基本目標                                | 基本方針  | 推進項目   |
|-------------------------------------|---|--|
| <b>1 基盤づくり<br/>男女共同参画社会の実現に向けた</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女共同参画に対する意識の定着</li> <li>(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進</li> <li>(3) 推進体制の整備</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>①意識改革のための広報・啓発の推進<br/>②男女共同参画に関する情報提供の充実<br/>③固定的性別役割分担意識の解消<br/>④自治会男女共同参画推進員の活動支援</li> <li>①男女共同参画に関する教育の充実<br/>②多様な選択を可能にする教育・学習の充実<br/>③教職員に対する研修の充実</li> <li>①男女共同参画の実現に向けた条例の制定<br/>②男女共同参画を推進する拠点施設の整備</li> </ul>  |
| <b>2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 働く場における男女共同参画の推進</li> <li>(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進</li> <li>(3) 女性の能力発揮に対する支援</li> <li>(4) 地域活動等における男女共同参画の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進<br/>②農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進</li> <li>①議議会等委員への女性の積極的登用<br/>②市役所管理職への女性職員の登用促進<br/>③事業所における方針決定過程への女性の参画促進</li> <li>①継続就業・再就業・起業に対する支援<br/>②女性リーダーの育成<br/>③女性のネットワークづくりへの支援</li> <li>①自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり<br/>②男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援</li> </ul> |
| <b>3 調和が図れる仕事と生活の環境づくり</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革</li> <li>(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>①意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進<br/>②男性の家事・育児・介護への参画促進</li> <li>①育児・介護休業制度の整備と活用の促進<br/>②多様な働き方に対する支援<br/>③子育て・介護支援の充実</li> </ul>   |
| <b>4 健やかに安心して暮らせる社会づくり</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) あらゆる暴力の防止と根絶</li> <li>(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備</li> <li>(3) 生涯にわたる健康づくり支援</li> <li>(4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>①DV対策の推進<br/>②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進<br/>③児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進</li> <li>①高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり<br/>②ひとり親家庭等への支援の充実<br/>③各種相談体制の充実<br/>④性的マイノリティに関する理解の促進</li> <li>①男女の心身の健康保持・増進への支援<br/>②妊娠・出産等に関する支援の充実</li> <li>①男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進</li> </ul>                      |

## 2 基本目標ごとの評価まとめ

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

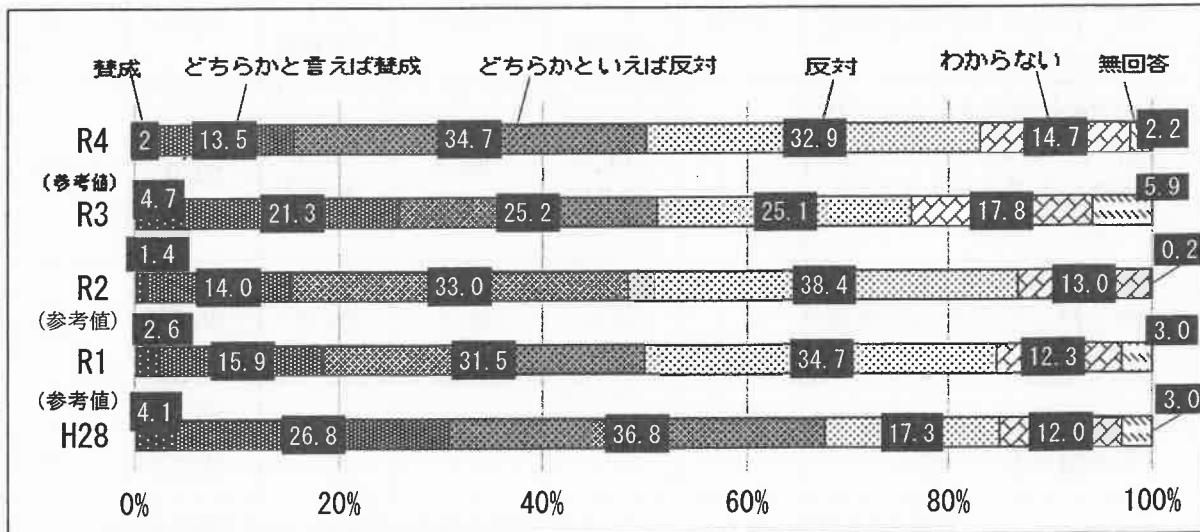
家庭、地域、職場における、あらゆる機会を通じた啓発や、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実に取り組み、市民、事業者、団体との連携や協働により市が一体となり、男女共同参画社会の実現に取り組む基盤づくりを進めます。

【基礎データ】 男女の地位の平等感：経年比較（参考）



(資料) R1、R2、R4：生涯学習活動に関するアンケート H28、R3：丹波市男女共同参画市民意識調査

固定的な性別役割分担意識「男性は仕事、女性は家庭」：経年比較（参考）



(資料) R1、R2、R4：生涯学習活動に関するアンケート H28、R3：丹波市男女共同参画市民意識調査

[注意] ・出所資料が異なるため、R1・2・4年度の値は参考値としています。（4頁を参照してください。）

・統計データの割合は端数処理のため、合計が100にならないこともあります。（ほかのグラフも同様）

**【注意】R 1・2・4 年度実績値の「参考値」表記について**

R 1・2・4 年度の実績値を得た調査（生涯学習活動に関するアンケート）は、下記のとおり、計画策定時（H28）に実施した丹波市男女共同参画市民意識調査と調査概要（調査対象者の抽出や集計方法）が異なることから、両実績値を経年比較する場合は、R 1・2・4 年度の実績値を「参考値」とする。

|  |
|--|
| <b>R 1・2・4 市民意識アンケート【財政課取りまとめ】</b>                                       |
| ・住民基本台帳から無作為抽出（20～80 歳、1000 人）   |
| <b>R 1・2・4 生涯学習活動に関するアンケート【市民活動課取りまとめ】</b>                               |
| ・住民基本台帳から無作為抽出（20 歳以上、1000 人）  |
| <b>H28・R 3 丹波市男女共同参画市民意識調査【人権啓発センター取りまとめ】</b>                            |
| ・住民基本台帳から無作為抽出（18 歳以上、1000 人）  |
| ・抽出にあたり、年代別で人口規模に違いがあることから抽出人数に格差が発生し、集計・分析に必要なサンプル数が十分得られない可能性があった。     |
| ・そのため、年齢層ごとに必要な数を得るため、年齢構成上人口の少ない 10 歳代並びに 20～30 歳代の抽出率を高めた対象者数を設定し抽出した。 |
| ・集計時に、各年代層の人口構成を反映させるため、年代ごとの回収数に応じた補正係数（ウェイト値）を求め、有効回答数に反映させた。          |

**【数値目標】**

| 設定する数値目標                               | H28<br>計画策<br>定時 | 実績値           |      |               | R 4<br>目標値    | 達成状況 |
|--|------------------|---------------|------|---------------|---------------|------|
|  |                  | R 2           | R 3  | R 4           |               |      |
| 社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合（%）         | 13.4             | 7.6<br>(参考値)  | 10.0 | 7.1<br>(参考値)  | 30.0          | ×    |
| 固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合（%） | 54.1             | 71.4<br>(参考値) | 50.3 | 67.6<br>(参考値) | 60.0          | ◎    |
| 男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合（%）              | 14.1             | 6.4           | 13.0 | 22.5          | 30.0          | ○    |
| 学校管理職に占める女性管理職の割合（%）                   | 10.3             | 13.8          | 13.8 | 17.2          | 22.0<br>(R 7) | ○    |

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

### 【自己評価】

| 評価<br>基本方針              | R 2 |   |   |   | R 3 |   |   |   | R 4 |   |   |   | 実施<br>担当課数<br>(各年度) |
|-------------------------|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---------------------|
|                         | A   | B | C | D | A   | B | C | D | A   | B | C | D |                     |
| (1)男女共同参画に対する意識の定着      | 4   | 1 | 4 | 0 | 4   | 2 | 3 | 0 | 5   | 4 | 0 | 0 | 9                   |
| (2)男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 | 0   | 4 | 0 | 0 | 1   | 3 | 0 | 0 | 0   | 4 | 0 | 0 | 4                   |
| (3)推進体制の整備              | 3   | 0 | 0 | 0 | 3   | 0 | 0 | 0 | 3   | 0 | 0 | 0 | 3                   |

[評価] A : 実施済みで十分に成果を上げている。 B : 実施済みである程度成果を上げている。  
C : 実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。 D : 未着手又は実施が困難な状況であった。

### 【主な取組状況】

- 例年、男女共同参画週間などの各種週間に合わせた重点的な広報を行っているが、令和4年度は、トライやるウィーク職場体験の中学生やインターンシップの高校生が選んだ図書の展示や、女性の健康週間にに関する展示を新たに行つた。
- 毎年行っている「男女共同参画講演会」に加え、男女共同参画について様々なテーマを題材に基盤的なことを学ぶ「男女共同参画基礎講座」などを4回開催し、男女共同参画に対する意識啓発を進めた。
- 女性の生き方や働き方、性差別の問題、男性問題など男女共同参画に関する図書や資料を幅広く揃え、閲覧・貸出した。また、所蔵図書について広報するため「図書コーナーからのお知らせ」を年6回発行した。
- 「男女共同参画センターだより」を年3回発行し、専門家による寄稿文や、相談や講座・セミナー開催のお知らせ、事業実施報告、活動団体紹介などの記事を掲載し、啓発を図った。
- 自治会男女共同参画推進員全員を対象とした研修会を開催し、学習の機会を提供した。また、学習教材の貸出を行い、自治会等での活動を支援した。依頼のあった地域団体と自治会に職員が出向き、男女共同参画について説明をした。
- 管理職登用促進のスクールリーダー研修会を年間2回実施し、女性教職員の管理職試験の受験促進に努めた。管理職選考試験（R5登用）受験者に占める女性の割合は25.0%で昨年度15.8%より9.2ポイント高くなった。
- 令和元年度に制定した丹波男女共同参画推進条例に基づき、令和5年3月に第4次丹波市男女共同参画計画を策定した。

## 【課題と今後の方向性】

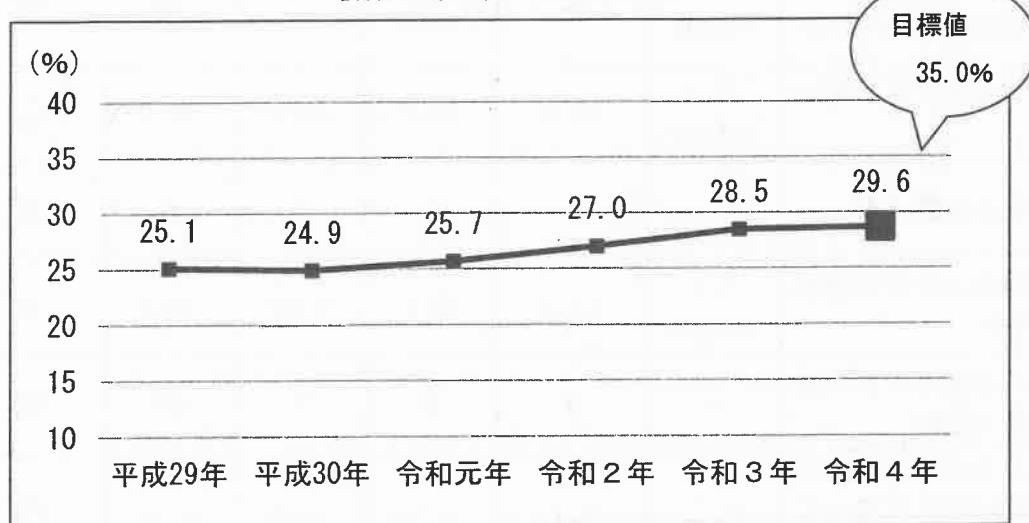
- 男女の地位の平等感について、社会全体の中で「平等」であると考える割合は 7.1%で計画策定時より低下している。66.6%が「男性の方が優遇されている」と考えており、圧倒的に「男性優遇」と感じている人が多い。性別による差別的取扱いを受けることがないよう、積極的な意識改革を引き続き推進する。
- 固定的な性別役割分担意識について、「賛成」（賛成、どちらかといえば賛成）の割合が 15.5%、「反対」（反対、どちらかといえば反対）の割合が 67.6%であり、「反対」の方が 52.1 ポイント高くなっている。平成 28 年の 54.1%に比べると年々、「反対」の割合が高くなっていることから、継続した意識改革を推進する。
- コロナ禍において人が集まることが制限され男女共同参画推進員の活動も制限されたが計画策定時より活動割合が高くなった。男女共同参画を進めるためには推進員が活動しやすいように具体的な取組を提案し支援する。
- 女性管理職が学校管理者として勤務する割合は、近年増加傾向にある。しかしながら、教職員全体の年齢構成から、男女を問わず管理職の受験者数の確保が年々厳しくなっている。すでに管理職として活躍する職員の協力を得ながら計画的な登用を推進していく。

## 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

すべての市民がその意思に基づき、生き方、働き方を選択し、ライフステージのそれぞれの段階において個性と能力が発揮できるように支援するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画や地域において女性の視点が生かされる取組などを推進し、あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくりを目指します。

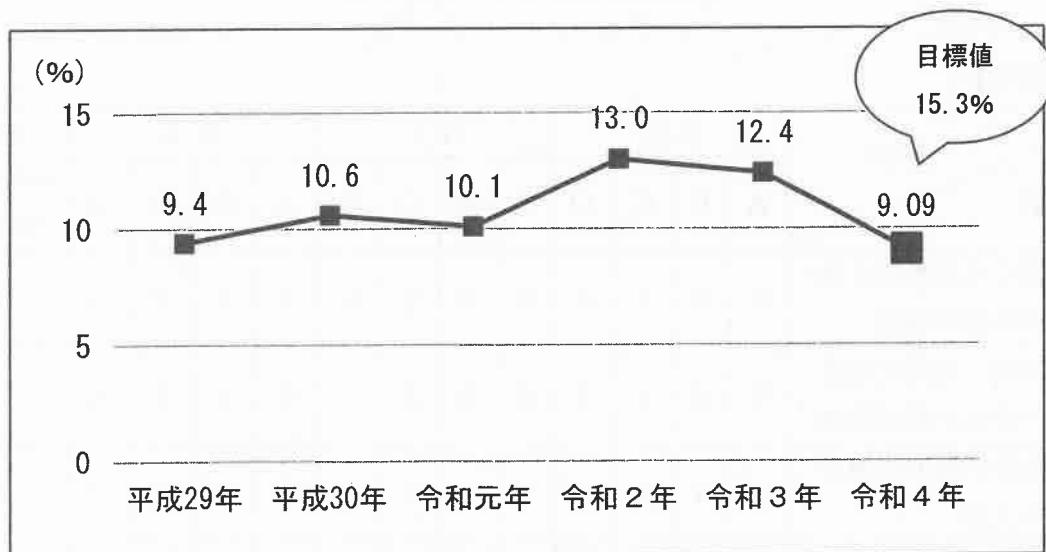
### 【基礎データ】

審議会等委員への女性割合



(資料) 丹波市人権啓発センター調べ

市役所職員の女性管理職割合



(資料) 丹波市職員課調べ（女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画）

【数値目標】

| 設定する数値目標                              | H28<br>計画策<br>定時 | 実績値          |      |               | R 4<br>目標値 | 達成状況 |
|---------------------------------------|------------------|--------------|------|---------------|------------|------|
|                                       |                  | R 2          | R 3  | R 4           |            |      |
| 男女共同参画センターの名称も機能も知っている人の割合 (%)        | —                | 15.2         | 22.1 | 22.9          | 30.0       | ○    |
| 女性の活躍推進に関する協定締結累計数 (事業所)              | 17<br>(H29)      | 52           | 58   | —             | 60         | ○    |
| 審議会等委員の女性割合 (%)                       | 25.1<br>(H29)    | 27.0         | 28.5 | 29.6          | 35.0       | ○    |
| 女性農業委員数 (人)                           | 1<br>(H29)       | 1            | 1    | 1             | 3          | △    |
| 市役所職員の女性管理職割合 (%)                     | 9.4<br>(H29)     | 13.0         | 12.4 | 9.09          | 15.3       | ×    |
| 男女共同参画センター登録団体数 (団体)                  | —                | 3            | 3    | 3             | 30         | ○    |
| 自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合 (%) | 16.7             | 8.1<br>(参考値) | 19.7 | 18.0<br>(参考値) | 30.0       | ○    |

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

| 評価<br>基本方針             | R 2 |   |   |   | R 3 |   |   |   | R 4 |   |   |   | 実施<br>担当課数<br>(各年度) |
|------------------------|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---------------------|
|                        | A   | B | C | D | A   | B | C | D | A   | B | C | D |                     |
| (1) 働く場における男女共同参画の推進   | 3   | 3 | 2 | 0 | 2   | 4 | 2 | 0 | 3   | 3 | 2 | 0 | 8                   |
| (2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 | 0   | 3 | 2 | 2 | 0   | 3 | 2 | 2 | 0   | 6 | 1 | 0 | 7                   |
| (3) 女性の能力発揮に対する支援      | 3   | 4 | 3 | 1 | 3   | 3 | 4 | 1 | 3   | 4 | 4 | 0 | 11                  |
| (4) 地域活動等における男女共同参画の推進 | 1.  | 6 | 0 | 0 | 3   | 3 | 1 | 0 | 2   | 4 | 1 | 0 | 7                   |

[評価] A : 実施済みで十分に成果を上げている。

B : 実施済みである程度成果を上げている。

C : 実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D : 未着手又は実施が困難な状況であった。

## 【主な取組状況】

- 女性活躍推進に取り組む市内中小企業等が行う社内の制度改善、意識改革研修等に要する費用の一部を補助する「両立支援助成金」の制度利用が1社あった。
- 女性農業者をつなぐ組織「丹波根っこ会」では、兵庫農業女子交流会への参加、草刈り安全講習会、SNSを活用した情報発信研修会など、会員相互の交流や女性農業者のスキルアップに取り組んだ。
- 丹波市男女共同参画推進本部会議にて、審議会等を設置又は委員の改選を行う際の事前協議について依頼し、女性委員のいない審議会の解消や審議会等における女性委員の登用割合が35%を下回らないような取組について各担当者と協議を行った。
- 「チャレンジ相談」や「働き方セミナー」を実施し、女性の就業に関する学習機会の提供を行った。
- 市役所の管理・監督職または同職をめざす女性職員が、ともにワーク・ライフ・バランスや実務上の課題を共有し、自身がめざすリーダー像について考えるとともに、さらなるキャリアアップに向け、リーダーとして必要な資質やスキルの向上を図るための研修を実施した。(管理・監督職をめざす女性職員16名が参加)
- 兵庫労働局と締結している雇用対策協定を基に、ハローワーク職員が子育て学習センターを巡回し、子育て中の保護者を対象にした就職相談会「ハローウーキング」を21回実施し、就業支援に取り組んだ。
- 起業をめざす市民を支援する「Bizステーションたんば」において、専門家による相談やアドバイス、起業後のフォローアップを実施した。
- 様々な分野で活躍する先輩女性の話を聴き、自分のキャリアについて考える「働き方セミナー」を実施し、起業や再就職に関する女性の不安解消やライフキャリアを考える機会を提供した。
- 女性のためのサポート事業として、女性同士がゆるやかにつながり、自分らしい生き方や暮らし方を発見するための居場所「つむぎカフェ」を6回開催した。
- 言語の障壁等で生活に支障をきたしている在住外国人に対し、通訳派遣や翻訳などの生活支援を実施した。また、通訳者つきで日常生活の悩みについて相談できる「外国人のための生活相談会」を行った。
- いきいき百歳体操サポーターや有償ボランティア(くらし応援隊)が増加し社会参加、地域での活躍につながっている。
- 自治会活動に女性が参画している好事例(伊佐口自治会)をセンターだよりに掲載した。

## 【今後の課題と方向性】

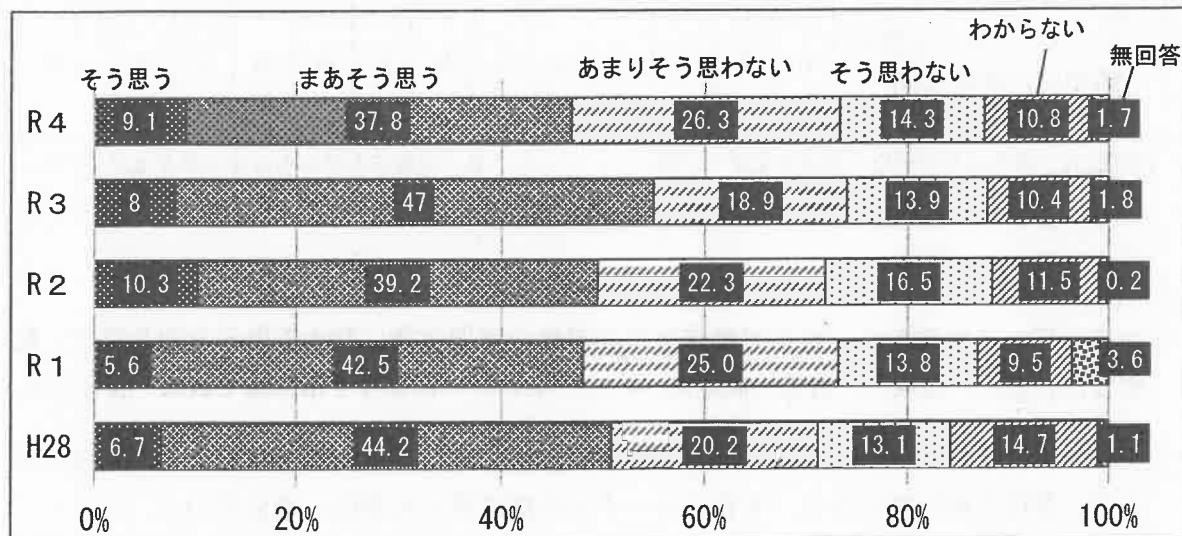
- 男女共同参画センターの認知度は、年々高まっている。あらゆる機会を通じて、センターの周知を行うとともに各種取組を進めながら、センターの役割を浸透させ、市内に男女共同参画の気運を高める。
- 審議会等委員への女性登用について、前年度比1.1%増となった。全庁的に女性登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、目標値35%、女性委員のいない審議会をなくすことを各所管課に促す。
- 農業委員の次回改選時には、女性委員の応募につながるよう、農業委員会の役員や活動状況の広報に努め、女性農業者の参画意欲を高める。
- 長時間勤務は、育児等に携わる職員の職務の機会付与の制約要因になり、結果として、昇任・登用への意欲の阻害要因となっている。勤怠システムを有効に活用し、協業体制の構築、業務改善等を図ることで女性管理職の登用率の向上を図る。
- 地域活動における男女の平等感について、令和4年度は、「平等」と考える割合は18.0%で、計画策定時より増加している。しかし、自治会長などの役員の就任は男性に比べるとほとんどない。意識改革と女性役員の登用推進など、多様な人材が地域活動に参画し活躍できるよう、学習会に取り組む。

### 基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

男女がともに「働くこと」の価値観を見直し、仕事、家事、育児、介護、地域活動など、職場や家庭、地域でそれぞれの力を発揮できるよう、意識改革と制度整備の両面から取組を進め、仕事と生活の調和が図れる環境づくりを目指します。

#### 【基礎データ】

ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える割合（経年比較）



(資料) 市民意識アンケート

#### 【数値目標】

| 設定する数値目標                            | H28<br>計画策定時 | 実績値  |      |       | R 4<br>目標値 | 達成状況 |
|-------------------------------------|--------------|------|------|-------|------------|------|
|                                     |              | R 2  | R 3  | R 4   |            |      |
| ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合 (%) | 14.8         | —    | 20.6 | —     | 40.0       | ○    |
| ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合 (%)      | 50.9         | 49.5 | 55.0 | 46.9  | 60.0       | ×    |
| 週労働時間 60 時間以上の労働者の割合 (%)            | 11.1         | —    | 2.6  | —     | 5.0        | ◎    |
| 市役所における男性育児休業取得率 (%)                | 0            | 1.92 | 8.20 | 14.29 | 10.0       | ◎    |
| 市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合 (%)      | 33.5         | 40.4 | 44.5 | 42.6  | 55.0       | ○    |

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

### 【自己評価】

| 評価<br>基本方針                              | R 2 |   |   |   | R 3 |   |   |   | R 4 |   |   |   | 実施<br>担当課数<br>(各年度) |
|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---------------------|
|   | A   | B | C | D | A   | B | C | D | A   | B | C | D |                     |
| (1)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革    | 3   | 5 | 1 | 0 | 3   | 6 | 0 | 0 | 3   | 5 | 1 | 0 | 9                   |
| (2)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進 | 10  | 1 | 3 | 0 | 9   | 2 | 3 | 0 | 9   | 3 | 2 | 0 | 14                  |

[評価] A : 実施済みで十分に成果を上げている。 B : 実施済みである程度成果を上げている。

C : 実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。 D : 未着手又は実施が困難な状況であった。

### 【主な取組状況】

○ハローワーク柏原から、厚生労働省発行の男性の育児休業に関する冊子を取り寄せ、配布した。また、産後パパ育休の制度について、センターだよりや市広報で広報・啓発した。

○子育て世代の男性（父親）を主な対象とした講座を実施した。参加者の多くは女性であるが、男性の参加者もあり、子育てサークルの構成員にも男性が増えている。

○市役所における男性育児休業取得率（14.29%）は、対象者42名中6名が育児休業を取得したことになる。令和4年度の法改正により、取得率が大幅に向上した。育児休業の取得の推進に向け、対象者及び管理職への周知を幅広く実施した。また、男性の配偶者出産休暇の制度浸透に向けた周知に努めた。

○医療的ケアを必要とする園児の健全育成とその保護者が離職することができないような受け入れ体制を整えた。

○市内6箇所の子育て学習センターでは、子育て相談、グループ育成・支援、家庭教育講座などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行った。（令和4年度延べ来館者数51,760人）

### 【今後の課題と方向性】

○「ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人」の割合は46.9%と、前年度より8.1ポイント低くなかった。コロナ禍において働き方や暮らし方が大きく変わり「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識も進んだかと思われたが、定着には至っていないためより一層、意識啓発を図る。

○子育て支援施策については、子ども・子育て支援事業計画にのっとり事業展開を行い、子ども・子育て会議において進捗管理を行っていく。特に仕事と子育ての両立支援などにも重点をおいた施策を検討し、総合的な子育て支援施策の充実を図る。

## 基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり

D Vや各種ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶のほか、生涯にわたる心身両面での健康づくりへの支援を行い、男女がともに互いの人権を尊重し、健やかに安心して暮らせる社会づくりを目指します。

### 【基礎データ】

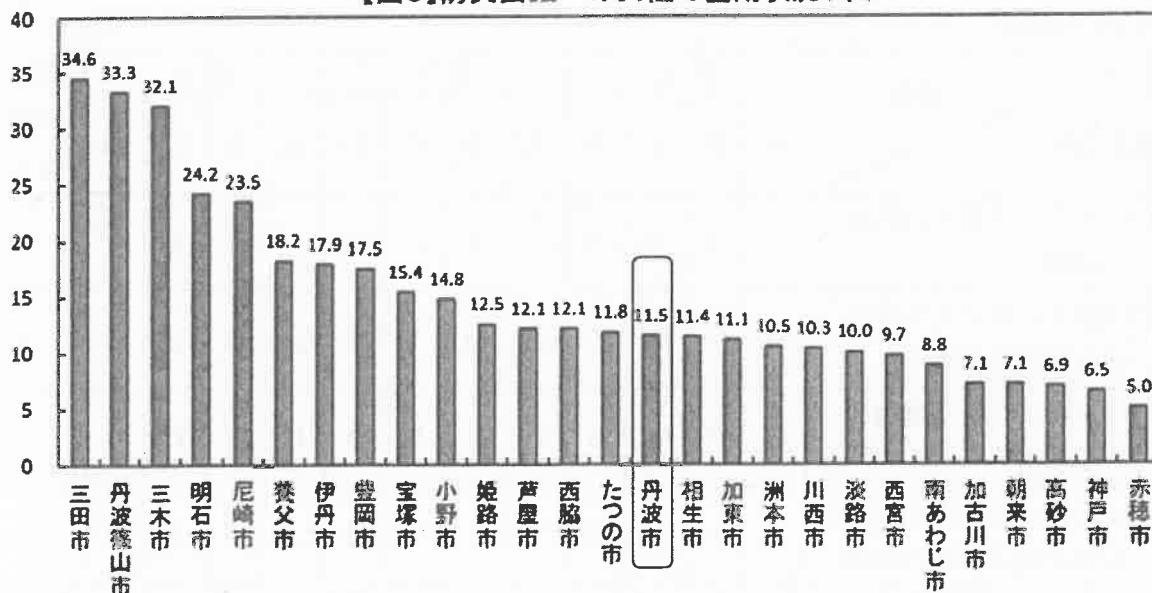
D V相談件数

| 年度    | 計画策定時<br>H28 | R 2 | R 3  | R 4  |
|-------|--------------|-----|------|------|
| 相談者数  | 5人           | 24人 | 23人  | 26人  |
| 来所    | 3人           | 3人  | 4人   | 4人   |
| 電話    | 2人           | 8人  | 14人  | 15人  |
| その他   | 0人           | 13人 | 5人   | 7人   |
| 延相談回数 | 40回          | 95回 | 139回 | 111回 |
| 訪問    | 8回           | 1回  | 8回   | 7回   |
| 来所    | 13回          | 17回 | 40回  | 15回  |
| 電話    | 17回          | 48回 | 78回  | 69回  |
| その他   | 2回           | 29回 | 13回  | 20回  |

(資料) 丹波市配偶者暴力相談支援センター調べ

### 防災会議への女性の登用状況（兵庫県内の市）

【図3】防災会議への女性の登用状況(市)



(資料) 「令和4年度 ひょうごの男女共同参画」より

【数値目標】

| 設定する数値目標  | H28<br>計画策定時 | 実績値  |      |               | R 4<br>目標値     | 達成状況 |
|---|--------------|------|------|---------------|----------------|------|
|   |              | R 2  | R 3  | R 4           |                |      |
| DV被害を受けた人のうち相談した人の割合 (%)                        | 47.0         | —    | 25.2 | 39.6<br>(参考値) | 70.0           | X    |
| DVを「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (%)                     | 69.2         | —    | 59.0 | 82.0<br>(参考値) | 80.0           | ◎    |
| 住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている人の割合 (%) | 28.9         | 28.7 | 35.9 | 30.9          | 42.0           | ○    |
| 子宮頸がん検診受診率 (20~69才までを対象) (%)                    | 20.0         | 9.8  | 16.9 | 16.2          | 50.0<br>(R 7.) | X    |
| 乳がん検診受診率 (40~69才までを対象) (%)                      | 14.4         | 12.2 | 20.6 | 20.0          | 60.0<br>(R 7.) | ○    |
| 女性消防団員数 (人)                                     | 10<br>(H29)  | 11   | 12   | 11            | 15             | ○    |

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

| 評価<br>基本方針              | R 2 |    |   |   | R 3 |    |   |   | R 4 |    |   |   | 実施担当<br>課数<br>(各年度) |
|-------------------------|-----|----|---|---|-----|----|---|---|-----|----|---|---|---------------------|
|                         | A   | B  | C | D | A   | B  | C | D | A   | B  | C | D |                     |
| (1)あらゆる暴力の防止と根絶         | 7   | 4  | 0 | 0 | 7   | 4  | 0 | 0 | 7   | 4  | 0 | 0 | 11                  |
| (2)誰もが安心して暮らせる環境の整備     | 9   | 16 | 0 | 0 | 11  | 14 | 0 | 0 | 11  | 14 | 0 | 0 | 25                  |
| (3)生涯にわたる健康づくり支援        | 0   | 2  | 0 | 0 | 0   | 2  | 0 | 0 | 0   | 2  | 0 | 0 | 2                   |
| (4)防災・防犯分野における男女共同参画の推進 | 1   | 1  | 3 | 2 | 1   | 0  | 4 | 2 | 1   | 4  | 2 | 0 | 7                   |

[評価] A : 実施済みで十分に成果を上げている。

B : 実施済みである程度成果を上げている。

C : 実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。 D : 未着手又は実施が困難な状況であった。

### 【主な取組状況】

- 令和2年度に丹波市配偶者暴力相談支援センターを設置し、婦人相談員が相談に応じている。
- 警察や関係機関と連携を図り、適切に被害者支援を行った。令和4年度は26件の相談のうち、警察との連携が3件であった。また、庁内連携会議を開催し、DV基本計画の進捗状況を確認するとともに、職員を対象とした研修会を開催し、DVに関する知識を深めた。
- 国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）」の期間を中心に、DV防止のパネルや図書の企画展示、FMラジオでの啓発番組放送、DV防止啓発講座の開催など、市民や地域等への普及啓発活動を行った。さらに、チラシ作成やセンターだよりで啓発を行った。
- 市内の中学生に対しデートDVについての理解を深める授業を行った。
- FMラジオ放送や啓発冊子の配布などにより、パワーハラスマント防止の啓発を行った。
- 児童虐待防止については、要保護児童対策地域協議会において、情報共有と包括的な支援を行った。また、リーフレットや啓発ミニカードを作成・配布し、相談機関の周知を図るとともに、11月の児童虐待防止推進月間には、FMラジオ放送、ポスター・のぼり旗・懸垂幕の掲示など重点的に啓発活動を行った。
- ひとり親家庭や高齢者、障がい者等困難な立場に置かれている方が安心して暮らせるよう、相談体制の充実や各種支援に取り組んだ。
- 講演会の開催やパネル展示のほか、広報紙やFMラジオで性的マイノリティについて理解を深める情報を発信し、市民へ意識啓発を図った。市内中学校や高校においては、性教育授業の中で性的マイノリティについて説明、啓発を行った。
- こころのケア相談の電話相談は、男性からの相談もある。特定検診実施率は、未受診者対策により、昨年度より上がっている。
- 妊娠届出時には、保健師または助産師が面接し、妊娠期から継続した支援が行えるよう担当保健師名を記載した名刺を手渡ししている。
- 女性消防団が火災予防活動として、毎月広報パトロールを実施している。救急講習会では、消防本部職員とともに講師を務めることもあった。
- 県主催の「ひょうご防災リーダー養成講座」に丹波市から女性14名、男性12名の参加があった。

### 【今後の課題と方向性】

- DV被害者が「DVを受けていることに気づき、相談をしてよい」という認識が持てるよう啓発を行うと同時に相談窓口の周知を行う。
- 地域の生活課題が気軽に話し合える場として、社会福祉法人や自治協議会に設置を進めた「よろずおせっかい相談」のあり方について仕組みを検討し、今後の気軽に相談できる環境を整える。
- がん検診受診率の向上に向けては、広報紙やホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。また乳がん検診では、ジャパン・マンモグラフィ・サンデーへの参加で、日曜日に検診を実施し、平日受診できない方を支援する。
- 市内事業所の訪問や広報等で女性消防団員の活動内容等を紹介し、新規団員の確保に努める。



## 数値目標の実績値一覧

※第3次計画最終年であるため実績値の達成状況を以下のとおり示している。  
○…目標値に達した　△…目標値に達していないが、計画開始時より向上  
△…計画開始時と同等　×…計画開始時より低下

| 基本目標                         | No | 設定する数値目標                           | 計画策定期の達成状況       |       |                |                | 数値目標<br>(R 4年度) | 達成状況<br>(R 4年度)     | 今後の課題と方向性  |
|------------------------------|----|------------------------------------|------------------|-------|----------------|----------------|-----------------|---------------------|--|
|                              |    |                                    | H28年度            | H29年度 | R元年度           | R 2年度          |                 |                     |  |
| 1 男女共同参画による社会問題に対する取り組み      | 1  | 社会全体の中で「男女平等」になつていると考える人の割合        | 13.4%            | —     | 8.0%<br>(参考値)  | 7.6%<br>(参考値)  | 10.0%           | 7.1%<br>(参考値)       | 30.0%<br>×   |
|                              | 2  | 固定的性別役割分担に「反対」「どちらかといえば反対」と考える人の割合 | 54.1%            | —     | 66.2%<br>(参考値) | 71.4%<br>(参考値) | 50.3%           | 67.6%<br>(参考値)      | 60.0%<br>◎   |
|                              | 3  | 男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合             | 14.1%            | 21.7% | 17.4%          | 6.4%           | 13.0%           | 22.5%               | 30.0%<br>○   |
|                              | 4  | 学校管理職に占める女性管理職の割合                  | 10.3%            | 13.8% | 12.1%          | 13.8%          | 13.8%           | 17.2%<br>(R 7年度)    | 22.0%<br>○   |
|                              | 5  | 男女共同参画センターの名前も機能も知っている人の割合         | —                | —     | 19.3%          | 15.2%          | 22.1%           | 22.9%               | 30.0%<br>○   |
|                              | 6  | 女性の活躍推進に関する協定締結事業所数(累計)            | 17事業所<br>(H29年度) | 35事業所 | 50事業所          | 58事業所          | —               | 60事業所               | 商工振興課調べ<br>○   |
|                              | 7  | 審議会等委員の女性割合                        | 25.1%<br>(H29年度) | 24.9% | 25.7%          | 27.0%          | 28.5%           | 29.6%               | 35.0%<br>○   |
|                              | 8  | 女性農業委員会の女性割合                       | 1人<br>(H29年度)    | 1人    | 1人             | 1人             | 1人              | 1人                  | △<br>農業委員会調べ<br>○  |
| 2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり | 9  | 市役所職員の女性管理職割合                      | 9.4%<br>(H29年度)  | 10.6% | 10.1%          | 13.0%          | 12.4%           | 9.09%               | 15.3%<br>×<br>※「部長級」「課長級」「副課長級」をして算定<br>職員課調べ<br>○                               |
|                              | 10 | 男女共同参画センター登録団体数                    | —                | —     | 1団体            | 3団体            | 3団体             | 3団体                 | 30団体<br>○<br>人権啓発センター調べ<br>○   |
|                              | 11 | 自治会などの地域活動の場で「男女平等」になつていると考える人の割合  | 16.7%            | —     | 9.7%<br>(参考値)  | 8.1%<br>(参考値)  | 19.7%<br>(参考値)  | 18.0%<br>30.0%<br>○ | 日28年度値・丹波市男女共同参画市民意識調査<br>(人権啓発センター)<br>R元・2・4年度値・生涯学習活動に觸れるアンケート(人権啓発センター)<br>○ |

| 基本目標                        | No | 設定する数値目標                                 | 計画策定期の直後<br>(H28年度) | 実績値             |       |       | 達成状況  | 出所(担当課)         | 今後の課題と方向性 |
|-----------------------------|----|--|---------------------|-----------------|-------|-------|-------|-----------------|-----------|
|                             |    |  |                     | H30年度<br>(R元年度) | R2年度  | R3年度  |       |                 |           |
| 3 仕事と生活の<br>調和が図れる<br>環境    | 12 | ワーク・ライフ・バランスをす<br>る人の割合                  | 14.8%               | —               | —     | —     | 20.6% | —               | 40.0% ○   |
|                             | 13 | ワーク・ライフ・バランスが進<br>んでいる人の割合               | 50.9%               | 43.7%           | 48.1% | 49.5% | 55.0% | 46.9%           | 60.0% ×   |
|                             | 14 | 週労働時間60時間以上の人労働<br>者の割合                  | 11.1%               | —               | —     | —     | 2.6%  | —               | 5.0% ○    |
|                             | 15 | 市役所における男性育児休業<br>取得率                     | 0%                  | 0%              | 0%    | 1.92% | 8.20% | 14.29%          | 10.0% ○   |
|                             | 16 | 市の子育て支援施設や子育て<br>環境に満足している人の割合           | 33.5%               | 48.5%           | 49.6% | 40.4% | 44.5% | 42.6%           | 55.0% ○   |
|                             | 17 | DV被害を受けた人のうち相<br>談した人の割合                 | 47.0%               | —               | —     | —     | 25.2% | 39.6%<br>(参考値)  | 70.0% ×   |
| 4 健やかに安心<br>して暮らせる<br>社会づくり | 18 | DVを「言葉も内容も知って<br>いる」とする人の割合              | 69.2%               | —               | —     | —     | 59.0% | 82.0%<br>(参考値)  | 80.0% ○   |
|                             | 19 | 住んでいる地域は生活課題に<br>ついて、気軽に相談できている<br>市民の割合 | 28.9%               | 30.3%           | 30.6% | 28.7% | 35.9% | 30.9%           | 42.0% ○   |
|                             | 20 | 子宮頸がん検診受診率<br>(20～<br>69才までを対象)          | 20.0%               | 18.8%           | 13.9% | 9.8%  | 16.9% | 16.2%<br>(R7年度) | 50.0% ×   |
|                             | 21 | 乳がん検診受診率<br>(40～69才<br>までを対象)            | 14.4%               | 20.0%           | 18.8% | 12.2% | 20.6% | 20.0%<br>(R7年度) | 60.0% ○   |
|                             | 22 | 女性消防団員数                                  | 10人<br>(H29年度)      | 10人             | 11人   | 11人   | 12人   | 11人             | 15人 ○     |

※市内の他の計画に基づくものは、それまでの計画の目標を記載している。それまでの計画の見直しに併せて、目標目標を改定する。  
※「女性の実態把握」に関する協定締結事業所数」は、「17事業所」と訂正したことと明記し、計画書における「参考値」として記載している。  
※R1年度・2年度・4年度の実績値のうち、「参考値」の表記は、R1年度・4年度の実績値を経年比較する場合は、R1年度・2年度・4年度の実績値を経年比較する場合から、両実績値を経年比較する場合は、「参考値」としている。  
(H28)に実施した丹波市男女共同参画市民意識調査と調査概要(調査対象の抽出や集計方法)が異なることから、

会議に出席した。計画策定期における「女性の実態把握」の見直しに併せて、目標目標を改定する。  
※「女性の実態把握」に関する協定締結事業所数」は、「17事業所」と訂正したことと明記し、計画書における「参考値」として記載している。

（4頁参照）

## 第3次計画 自己評価のまとめ

| 基本目標   | 基本方針                                     | 推進項目                          | 施策数 | R4担当課数 | H30 評価別実施数 |    |    |    | R1 評価別施策数 |    |    |   | R2 評価別施策数 |    |    |   | R3 評価別施策数 |    |    |   | R4 評価別施策数 |    |    |   |  |
|--|--|-------------------------------|-----|--------|------------|----|----|----|-----------|----|----|---|-----------|----|----|---|-----------|----|----|---|-----------|----|----|---|--|
|  |  |                               |     |        | A          | B  | C  | D  | A         | B  | C  | D | A         | B  | C  | D | A         | B  | C  | D | A         | B  | C  | D |  |
| り1<br>男女共同参画社会の実現に向けた基盤づく  | (1) 男女共同参画に対する意識の定着                      | ① 意識改革のための広報・啓発の推進            | 2   | 2      |            | 2  |    |    |           |    | 2  |   |           |    |    |   | 2         |    |    |   | 2         |    |    |   |  |
|  |  | ② 男女共同参画に関する情報提供の充実           | 1   | 2      |            | 2  |    |    |           | 1  | 1  |   |           | 1  | 1  |   |           | 1  | 1  |   |           | 2  |    |   |  |
|  |  | ③ 固定的性別役割分担意識の解消              | 2   | 2      | 1          | 1  |    |    | 1         | 1  |    |   | 1         |    | 1  |   | 1         | 1  |    |   | 1         | 1  |    |   |  |
|  |  | ④ 自治会男女共同参画推進員の活動支援（※注1）      | 2   | 3      |            | 3  | 4  | 1  |           |    | 3  |   |           |    | 3  |   |           | 3  |    |   |           | 3  |    |   |  |
|  | (2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進                 | ① 男女共同参画に関する教育の充実             | 2   | 2      | 1          | 1  |    |    |           | 2  |    |   |           | 2  |    |   | 1         | 1  |    |   | 2         |    |    |   |  |
|  |  | ② 多様な選択を可能にする教育・学習の充実         | 1   | 1      |            | 1  |    |    |           | 1  |    |   |           | 1  |    |   |           | 1  |    |   |           | 1  |    |   |  |
|  |  | ③ 教職員に対する研修の充実                | 1   | 1      |            | 1  |    |    |           | 1  |    |   |           | 1  |    |   |           | 1  |    |   |           | 1  |    |   |  |
|  | (3) 推進体制の整備                              | ① 男女共同参画の実現に向けた条例の制定          | 2   | 2      | 1          | 1  |    |    | 2         |    |    |   | 2         |    |    |   | 2         |    |    |   | 2         |    |    |   |  |
|  |  | ② 男女共同参画を推進する拠点施設の整備          | 1   | 1      | 1          |    |    |    | 1         |    |    |   | 1         |    |    |   | 1         |    |    |   | 1         |    |    |   |  |
| づ2<br>く<br>りあ<br>らゆる<br>分野に<br>おいて<br>男女がともに活躍できる社会                                | (1) 働く場における男女共同参画の推進                     | ① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進          | 5   | 6      | 1          | 3  | 1  | 1  | 1         | 3  | 2  |   | 1         | 3  | 2  |   | 1         | 3  | 2  |   | 1         | 3  | 2  |   |  |
|  |  | 農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進    | 2   | 2      |            | 1  |    |    | 1         | 1  | 1  |   | 2         |    |    |   | 1         | 1  |    |   | 2         |    |    |   |  |
|  | (2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進                   | ① 審議会等委員への女性の積極的登用            | 2   | 3      |            | 1  |    | 2  |           | 1  | 1  | 1 |           | 1  | 1  | 1 |           | 1  | 1  | 2 |           | 3  |    |   |  |
|  |  | ② 市役所管理職への女性職員の登用促進           | 2   | 2      |            | 1  | 1  |    |           | 2  |    |   |           | 1  |    | 1 |           | 1  | 1  |   |           | 2  |    |   |  |
|  |  | ③ 事業所における方針決定過程への女性の参画促進      | 1   | 2      |            | 1  |    | 1  |           | 1  | 1  |   |           | 1  | 1  |   |           | 1  | 1  |   |           | 1  | 1  |   |  |
|  | (3) 女性の能力発揮に対する支援                        | ① 繼続就業・再就業・起業に対する支援           | 6   | 7      | 3          | 2  | 1  | 1  | 4         | 1  | 2  |   | 3         | 2  | 2  |   | 3         | 1  | 3  |   | 3         | 2  | 2  |   |  |
|  |  | ② 女性リーダーの育成                   | 2   | 3      | 1          |    | 1  | 1  |           | 1  | 1  | 1 |           | 1  | 1  | 1 |           | 1  | 1  | 1 |           | 1  | 1  | 1 |  |
|  |  | ③ 女性のネットワークづくりへの支援            | 1   | 1      |            | 1  |    |    |           | 1  |    |   |           | 1  |    |   |           | 1  |    |   |           | 1  |    |   |  |
|  | (4) 地域活動等における男女共同参画の推進                   | ① 自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり | 1   | 2      |            | 2  |    |    |           | 2  |    |   |           | 2  |    |   |           | 1  | 1  |   |           | 1  | 1  |   |  |
|  |  | ② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援        | 5   | 5      | 3          | 2  |    |    | 1         | 4  |    |   | 1         | 4  |    |   | 3         | 2  |    |   | 2         | 3  |    |   |  |
| れ3<br>る<br>環<br>境<br>事<br>業<br>づ<br>と<br>く<br>生<br>り<br>活<br>の<br>調<br>和<br>が<br>國 | (1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた意識改革    | ① 意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進    | 2   | 4      |            | 2  |    | 2  |           | 4  |    |   | 1         | 3  |    |   | 1         | 3  |    |   | 4         |    |    |   |  |
|  |  | ② 男性の家事・育児・介護への参画促進           | 3   | 5      | 1          | 2  | 1  | 1  | 1         | 3  |    | 1 | 2         | 2  | 1  |   | 2         | 3  |    |   | 3         | 1  | 1  |   |  |
|  | (2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた環境整備の促進 | ① 育児・介護休業制度の整備と活用の促進          | 2   | 3      |            | 1  | 1  | 1  |           | 1  | 1  | 1 |           | 1  | 2  |   |           | 1  | 2  |   |           | 2  | 1  |   |  |
|  |  | ② 多様な働き方に対する支援                | 2   | 2      | 1          |    |    | 1  | 1         |    | 1  |   | 1         |    | 1  |   | 1         | 1  |    | 1 | 1         | 1  | 1  |   |  |
|  |  | ③ 子育て・介護支援の充実                 | 9   | 9      | 8          | 1  |    |    | 9         |    |    |   | 9         |    |    |   | 8         | 1  |    |   | 8         | 1  |    |   |  |
|  | (3) 健康やかに安心して暮らせる社会づくり                   | ① DV対策の推進                     | 6   | 6      | 2          | 4  |    |    | 4         | 2  |    |   | 4         | 2  |    |   | 4         | 2  |    |   | 4         | 2  |    |   |  |
|  |  | ② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進         | 1   | 1      |            | 1  |    |    |           | 1  |    |   | 1         |    |    |   | 1         |    |    |   | 1         |    |    |   |  |
|  |  | ③ 児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進      | 4   | 4      | 2          | 2  |    |    | 2         | 2  |    |   | 2         | 2  |    |   | 2         | 2  |    |   | 2         | 2  |    |   |  |
|  |  | ① 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり      | 7   | 7      | 2          | 5  |    |    | 2         | 5  |    |   | 1         | 6  |    |   | 1         | 6  |    |   | 1         | 6  |    |   |  |
|  |  | ② ひとり親家庭等への支援の充実              | 9   | 9      | 5          | 4  |    |    | 6         | 3  |    |   | 6         | 3  |    |   | 7         | 2  |    |   | 6         | 3  |    |   |  |
|  | (3) 生涯にわたる健康づくり支援                        | ③ 各種相談体制の充実(※注2)              | 6   | 5      | 1          | 3  | 2  |    | 1         | 4  | 1  |   | 1         | 4  |    |   | 1         | 4  |    |   | 1         | 4  |    |   |  |
|  |  | ④ 性的マイノリティに関する理解の促進           | 4   | 4      |            | 4  |    |    | 2         | 2  |    |   | 1         | 3  |    |   | 2         | 2  |    |   | 3         | 1  |    |   |  |
|  | (4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進                 | ① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進   | 7   | 7      | 1          | 2  | 3  | 1  | 1         | 3  | 2  | 1 | 1         | 1  | 3  | 2 | 1         | 4  | 2  | 1 | 4         | 2  |    |   |  |
|  |  |                               | 105 | 117    | 35         | 58 | 16 | 14 | 43        | 55 | 15 | 5 | 44        | 50 | 18 | 5 | 47        | 46 | 19 | 5 | 47        | 57 | 12 | 1 |  |

【評価】 A : 実施済みで十分に成果を上げている。  
C : 実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。

B : 実施済みである程度成果を上げている。  
D : 未着手又は実施が困難な状況であった。

※注1：推進項目「自治会男女共同参画推進員の活動支援」の担当課数は、H30年度は「8」であったが、業務集約により、R1年度以降「3」となった。

※注2：推進項目「各種相談体制の充実」の担当課数は、R1年度は「6」であったが、事業廃止により、R2年度から「5」となった。

## 【参考】第4次丹波市男女共同参画計画の数値目標

令和5年度からは、第4次丹波市男女共同参画計画で設定した数値目標により進捗管理を行う。

| 基本目標                                  | No | 項目  | 計画策定時<br>(R3年度)      | R4年度<br>実績値    | 目標値<br>(R9年度)                   |
|---------------------------------------|----|---|----------------------|----------------|---------------------------------|
| 立った意識改革と性別役割<br>分担意識の解消<br>男女共同参画の視点に | 1  | 社会全体において男女が平等になっていると考える市民の割合                    | 10.0%                | 7.1%           | 30.0%                           |
|                                       | 2  | 男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合                          | 13.0%                | 22.5%          | 30.0%                           |
|                                       | 3  | 中学校で行われるデータDV防止授業を受けた生徒の数(授業を受けた生徒数/中学3年生の生徒数)  | 85.0%                | 64.8%          | 100%                            |
|                                       | 4  | 男女共同参画センターが開催する講座等において理解が深まったと答えた市民の割合          | 78.0%                | 76.9%          | 90.0%                           |
| あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進           | 5  | 職場において男女が平等になっていると考える市民の割合                      | 26.1%                | 18.3%          | 44.0%                           |
|                                       | 6  | ワーク・ライフ・バランスがうまく取れていると考える市民の割合                  | 55.0%                | 46.9%          | 70.0%                           |
|                                       | 7  | 審議会等における女性委員の割合                                 | 28.5%                | 29.6%          | 35.0%                           |
|                                       | 8  | 女性委員を登用していない審議会等の数                              | 15                   | 13             | 0                               |
|                                       | 9  | 市内小中学校の学校管理職に占める女性の割合                           | 13.8%                | 17.2%          | 22.0%<br>(令和7年度)                |
|                                       | 10 | 市役所職員の女性管理職の割合                                  | 12.4%                | 9.09%          | 15.0%<br>(令和6年度)                |
|                                       | 11 | 市役所職員の女性監督職(係長級)の割合                             | 11.6%                | 13.73%         | 15.0<br>(令和6年度)                 |
|                                       | 12 | 男女共同参画センターが開催する女性の働き方に関する講座において意識が変わったと答えた市民の割合 | —                    | 14.3%          | 50.0%                           |
|                                       | 13 | 自治会などの地域活動の場で男女が平等になっていると考える市民の割合               | 19.7%                | 18.0%          | 37.0%                           |
|                                       | 14 | 固定的性別役割分担に「反対」と考える市民の割合                         | 50.3%                | 67.6%          | 70.0%                           |
|                                       | 15 | 市役所男性職員の育児休業取得率                                 | 7.8%                 | 14.29%         | 20.0%<br>(令和6年度)                |
|                                       | 16 | 市の子育て支援施策や子育て環境に満足している市民の割合                     | 44.5%                | 42.6%          | 60.0%<br>(令和6年度)                |
| 誰もが安心して暮らすことができる<br>地域社会の実現           | 17 | DVを言葉も内容も知っている市民の割合                             | 59.0%                | 82.0%          | 90.0%                           |
|                                       | 18 | 自立していない期間(平均寿命から健康寿命を引いた年数)                     | 1.50年(男)<br>3.47年(女) | —              | 1.00年(男)<br>2.84年(女)<br>(令和6年度) |
|                                       | 19 | 妊娠・出産に満足している市民の割合                               | 86.9%                | 86.8%          | 92.5%<br>(令和6年度)                |
|                                       | 20 | 住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合    | 35.9%                | 30.9%          | 50.0%<br>(令和6年度)                |
|                                       | 21 | LGBT(性的マイノリティの総称の一つ)を言葉も内容を知っている市民の割合           | 41.6%                | 85.5%<br>(参考値) | 70.0%                           |
|                                       | 22 | 市内自治会における自主防災組織の組織率                             | 81.2%                | 82.6%          | 100%                            |

---

## 第2部 施策の実施状況

---

## 施設の実施状況

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

#### ■基本方針（1）男女共同参画に対する意識の定着

##### ▲推進項目① 意識改革のための広報・啓発の推進

| 施策No | 施策・取組                   | 内 容  | 担当課      | R 4 年度  |   |   |   | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 評価 |   |   |  | 今後の方向性                         |
|------|-------------------------|--|----------|---|---|---|---|------------------------|---|---|--|--------------------------------|
|      |                         |  |          | 取組状況・実績数値   |   |   |   | 成果                     |   |   |  |                                |
| 1    | あらゆる機会を通じた意識啓発          | 男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する広報・啓発を行います。          | 人権啓発センター | 各種週間に合わせ、重点的に広報を行った。<br>・男女共同参画週間（6/23～29）<br>トライやるワーク體験（11/12～25）<br>女性に対する暴力をなくす運動推進期間<br>（ペーブルリボンの配布、資料展示 2カ所<br>ペーブルライアップ（たんばゆめタウン）<br>国際女性デー（3/8）女性の健康週間<br>パネルや図書等の展示 2カ所 | 様々な機会を通じ、広く啓発を行うことができた。   | B | A | A                      | A | A |  | 市民の觸心、理解を深めるため、あらゆる機会を通じ啓発を行う。 |
| 2    | 男女共同参画に関する情報紙や広報紙等による啓発 | 広報紙やホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の理解促進を図るなどもとに、情報紙を作成します。 | 人権啓発センター | 「男女共同参画センターだより」を年3回（5月・9月・1月）各2,500部発行した。<br>市広報紙、市ホームページ、市民プラザ、<br>ホームページ、SNS、防災無線、FMラジオを活用し、随時情報を発信した。  | 情報紙を推進員へ配布したり、関係窓口への配布によるところにより、多くの人に広報することができた。ラジオやSNSなど幅広い年代へ啓発できた。 | B | A | A                      | A | A |  | 市民の觸心、理解を深めるため、あらゆる媒体を通じ啓発を行う。 |

##### ▲推進項目② 男女共同参画に関する情報提供の充実

| 施策No  | 施策・取組                   | 内 容                                  | 担当課      | R 4 年度  |                                       |   |   | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 評価 |   |   |  | 今後の方向性   |
|-------|-------------------------|--------------------------------------|----------|---|---------------------------------------|---|---|------------------------|---|---|--|--|
|       |                         |                                      |          | 取組状況・実績数値   |                                       |   |   | 成果                     |   |   |  |  |
| 1     | 男女共同参画に関する図書・資料の収集と情報提供 | 男女共同参画に関する図書・資料の収集、貸出を行って情報を提供を行います。 | 人権啓発センター | 男女共同参画に関する図書を備え、閲覧・貸出ができるよう整えた。また、所蔵図書に「図書コーナー」からのお知らせを広報する「図書コーナー」を6回発行した。<br>・蔵書数（令和5年3月末）609冊<br>男女共同参画に関する雑誌・行政資料などを配置した。「丹波市男女共同参画情報コーナー」にもセシナーだより等資料を配架し情報提供を行った。 | 図書貸出<br>新規登録者<br>図書貸出者数<br>35人<br>83人 | B | A | A                      | A | A |  | セシナーだより発行時に「図書コーナー」からのお知らせを発行し、図書の周知を図る。                                 |
| 中央図書館 |                         |                                      |          | 男女共同参画に関する図書を購入し、資料充実を図り、市民に新しい情報の提供を行った。男女共同参画週間にあわせ、館内に開催資料を集めた特集コーナーを設置し、積極的な資料提供を行った。   |                                       | B | B | B                      | B | A |  | ・機会を捉えて館内に特集コーナーを設置し、わかりやすい情報提供を行う。<br>・図書資料検索サイト（電子図書館含む）で新着資料の情報を提供する。 |

▲推進項目③ 固定的性別役割分担意識の解消

| 施策No | 施策・取組                                       | 内 容   | 担当課      | R 4年度  |   |   |   | 成 果 |   |   |   | 今後の方針   |
|------|---|---|----------|--|---|---|---|-----|---|---|---|---|
|      |   |   |          | 取組状況・実績数値  |   |   |   | 評価  |   |   |   |   |
| 1    | 男女共同参画講演会や講壇等の開催                            | 固定的性別役割分担意識の解消や、しきたり、慣行に対する意識改革を進めため、男女共同参画講演会や講壇等を開催します。 | 人権啓発センター | 講演会の開催<br>・男女共同参画講演会：参加者109人<br>講座等の開催<br>・第1回「SDGs」：参加者7人<br>第2回「防災」：参加者7人<br>第3回「女性の健康」<br>：参加者15人（うちオンライン1人）        | 身近なテーマから男女共用講演会を開催したといった点を評価する。<br>また、市学びの場において男女共同参画の視点を取り入れる提案を行った。 | A | A | A   | A | A | A | あらゆる視点から、男女共用参画の意識づけができるよう、うな講座や研修会を開催する。また、市学びの場において男女共同参画の視点を取り入れる提案を行う。        |
|      |   |   |          | 自治協議会や自治会等が実施する学習活動や路線活動に對し補助金を交付した。<br>補助金交付団体数：8団体（令和3年度：11団体）<br>・学習会に職員が出席し、男女共同参画について話を（2件）を持ったり、外部講師の紹介（1件）を行った。 | 補助金の交付により地域の自発的な活動を支援することができた。直接、固定的性別役割分担意識の解消につながることができた。           | C | B | C   | B | B | B |   |
| 2    | 地域や職場における男女共同参画研修会や職場における男女共同参画についての学習機会の提供 | 地域や職場における男女共同参画研修会の開催を支援し、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。            | 人権啓発センター | 自治協議会や自治会等が実施する学習活動や路線活動に對し補助金を交付した。<br>補助金交付団体数：8団体（令和3年度：11団体）<br>・学習会に職員が出席し、男女共同参画について話を（2件）を持ったり、外部講師の紹介（1件）を行った。 | 補助金の交付により地域の自発的な活動を支援することができた。直接、固定的性別役割分担意識の解消につながることができた。           | C | B | C   | B | B | B | 地域の自発的な学習活動を支援するため、補助金の交付だけでなく、ニーズに応じた資料の提供や講師の紹介、男女共同参画セミナーの開催が地盤に出向く、出前講座を実施する。 |

▲推進項目④ 自治会男女共同参画推進員の活動支援

| 施策No | 施策・取組                         | 内 容                              | 担当課                     | R 4年度   |   |   |   | 成 果 |   |   |   | 今後の方針 |  |
|------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------|---|---|---|---|-----|---|---|---|-------|--|
|      |                               |                                  |                         | 取組状況・実績数値   |   |   |   | 評価  |   |   |   |       |  |
| 1    | 自治会男女共同参画推進員研修会の開催と情報提供を行います。 | 自治会男女共同参画推進員研修会の内容の紹介や情報提供を行います。 | 人権啓発センター                | 推進員の役割や地域での推進方法を説明するなどもに、男女共同参画の考え方を理解してもらうための研修会を開催した。<br>・男女共同参画推進員研修<br>・参加者：143人（2回開催）<br>【R3年度：279自治会、設置率93.3%、392人】<br>・男女共同参画推進員設置自治会<br>【R3年度：279自治会、設置率93.3%、392人】<br>・男女共同参画に関する取組を行った自治会数：297、実施率22.5%<br>【R3年度：266自治会、実施率13%】 | 具体的な活動事例（センターなど）を示すことで、コロナ禍においても活動実績が上がった。  | C | C | C   | C | C | C | B     | 男女共同参画推進員の活動を支援するため、補助金の交付や活動事例の紹介、情報提供を行う。                  |
|      |                               |                                  |                         | 自治協議会や自治会等が実施する学習活動や路線活動に對し補助金を交付するなどに、推進員と自治会長に補助金利用マニュアルやQRコードを配布し制度の周知に努めた。<br>・補助金交付団体数：8団体（令和3年度：11団体）   | 補助金の活用方法と同時に講師の紹介や学習会の内容について助言し、推進員の活動を支援することができた。  | C | C | C   | C | C | C | B     | 男女共同参画推進員の活動を支援するため、補助金の交付や活動事例の紹介、情報提供を行う。                  |
| 2    | 自治会における男女共同参画の取組支援            | 自治会における男女共同参画の取組支援               | 市民活動課<br>(R2より<br>業務集約) | ・住民人権学習会を開催した164自治会のうち、男女共同参画をテーマとして実施した自治会は2自治会で、約1.2%の実施率であった。<br>・住民人権学習会への女性の参加数は、男性の半数程度であり昨年度より増えている。<br>参加者数4,642のうち、男性2,191人、女性1,103人、不明1,348人  | 住民人権学習会のテーマが「ヤングケアラー」であったため、直接受ける傾向がある男女共同参画とは関係ない内容であつたが、男女を対象とした常会などの機会に実施されることが多い。<br>男性の参加率には、金自治会が参加可能な機会を設けていたが、参加率は低かった。 | C | C | C   | C | C | C | C     | 市が提示したテーマに基づき、人権学習会が計画され、実施される傾向があるため、男女共同参画に関する学習の情報提供を行いう。 |

## ■基本方針（2）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

## ▲推進項目① 男女共同参画に関する教育の充実

| 施策No | 施策・取組                                 | 内 容  | 担当課   | R 4年度  |   |     |   | 今後の方向性              |   |    |   |
|------|---------------------------------------|--|-------|--|---|-----|---|---------------------|---|----|---|
|      |                                       |  |       | 取組状況・実績数値  |   | 成 果 |   | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 |   | 評価 |   |
| 1    | 道徳教育・人権教育の充実<br>男女共同参画の視点に立つ<br>た学校運営 | 小中学校の道徳の時間に読み物教材等を活用できる生き方に個性や能力を尊重する教育を推進します。       | 学校教育課 | 「特別の教科「道徳」」の時間に、兵庫版道徳副読本（小学校22校：(51教材)、中学校7校：(19教材)）で活用し、「考え方、議論する道徳」を推進する中でお互いに認め合い、一人ひとりの個性を尊重する気持ちを養う教育の推進を図った。         | 授業中はどちらかの立場からお互いの意見を交換するなどして、男女関係なく相手の立場に立つて考えて、お互いを認め合うことの大切さについて学ぶ機会となつた。 | B   | B | B                   | B | B  | 男女の違いに關わらず、お互いに協力して、認めて、ともに伸ばしていくことができる態度を育成する。生活していく上で、男女の平等について敏感に感じ取れる感性を養い、男女共同参画の視点に立つた授業づくりを推進する。 |
| 2    | 学校運営                                  | 性別にかかわりなく、幅広い意見を学校運営に取り入れるため、女性の積極的な管理職試験の受験促進に努めます。 | 学校教育課 | 管理職登用促進のスクールリーダー研修会を、年間2回実施した。管理職選考試験（R5登用）受験者に占める女性の割合：25.0%（前回：15.8%）<br>次期管理職受験者主幹教諭選考（R4登用）試験受験者の女性の割合：44.4%（前回：66.7%） | 女性管理職の数は横ばいである。受験者は毎年度一定数確保できる状況にならっている。                                    | A   | B | B                   | A | B  | 丹波市における女性管理職の割合に目立つた増減はない。ただし、年齢層等から管理職登用試験の受験者数が確保できても、一定数女性の受験を確保できている。引き続き、女性の積極的な管理職登用に向けた育成を推進する。  |

## ▲推進項目② 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

| 施策No | 施策・取組                              | 内 容  | 担当課   | R 4年度   |   |     |   | 今後の方向性              |   |    |  |
|------|------------------------------------|--|-------|---|---|-----|---|---------------------|---|----|--|
|      |                                    |  |       | 取組状況・実績数値   |   | 成 果 |   | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 |   | 評価 |  |
| 1    | 自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するキャリア教育の推進 | 道徳、ドライやる・ヴィーク、進路指導の中で、性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にしたキャリア教育を推進します。 | 学校教育課 | トライやる・ヴィークでは、コロナ禍のため、3日間の事業所での体験活動と2日間の学校独自の体験活動の取組を実施した。事業所については、生徒のニーズに合わせて、新たに開拓するなどして、自身の個性を発揮するように工夫することに成功した。また、丹波市高校説明会やオープンハイスクール等に参加し、生徒自身で情報収集することができた。 | トライやる・ヴィークでは、多くの事業所も、多くの活動で、自分の協力もあり、体験活動を通じて自身の将来を考える機会となつた。自らの個性を考え参考したオーブンハイスクール等から進路選択を行った。 | B   | B | B                   | B | B  | 進路選択に繋げるために、トライやる・ヴィークにおいて自らの適性を考え、個性と能力に応じた事業所開拓をよりニーズに応じた事業所開拓を積極的に実施する。また、自らの高校選択やオープンスクールを通過する情報を提供する。 |

## ▲推進項目③ 教職員に対する研修の充実

| 施策No | 施策・取組     | 内 容   | 担当課   | R 4年度  |  |     |   | 今後の方向性              |   |    |  |
|------|-----------|---|-------|--|--|-----|---|---------------------|---|----|--|
|      |           |   |       | 取組状況・実績数値  |  | 成 果 |   | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 |   | 評価 |  |
| 1    | 教職員研修等の充実 | 共生社会の実現に向けて、人権課題をテーマにした研修を行い、指揮役立つ知見を得る機会とします。また、教職員の働き方の見直しを進め、男女共同参画意識の高揚に努めます。 | 学校教育課 | 同和教育実践者を講師及びグループ協議アドバイザーとした人権教育研修会を実施し、教職員3年以内の若手教職員を中心とした、教職員の働き方改革があつた。前例にとらわれず、各校で行事や事業の実施について検討し、男女を問わず、それぞれの根拠から意見集約を行い、行事・事業の精選に繋げた。 | 参加者全員が「今後の教育活動にいかせる情報を得ることができた。」と回答した。 | B   | B | B                   | B | B  | 若手教職員及び希望者を対象とする人権教育研修会を今後も継続して実施する。同和教育実践者による講義やアドバイザーによるグループ協議により教職員の実践力や事務性について、すべての教職員の働き方改革に立った改善が図られるよう取り組む。 |

### ■基本方針（3）推進体制の整備

#### ▲推進項目① 男女共同参画の実現に向けた条例の制定

| 施策<br>No | 施策・取組               | 内 容   | 担当課      | R 4 年度   |                      |     |     | 評価  | 今後の方針 |     |
|----------|---------------------|---|----------|--|----------------------|-----|-----|-----|-------|-----|
|          |                     |   |          | 取組状況・実績数値  | 成 果                  | H30 | R 1 | R 2 | R 3   | R 4 |
| 1        | 男女共同参画を推進するための条例の制定 | 男女共同参画社会づくりの推進に向けた市の姿勢を示し、市民、事業者、団体、行政の協働による男女共同参画を推進するための条例を制定します。   | 人権啓発センター | 第3次計画期間中の平成31年に条例を制定することができた。研修会や講演会等を開催する時に資料に条例の基本理念を記載し市民への周知を図った。<br>第4次丹波市男女共同参画計画の策定にあたり、条例の基本理念を明記した。 | 条例についての周知を行なうことができた。 | A   | A   | A   | A     | A   |
| 2        | 男女共同参画の整備           | 丹波市男女共同参画推進本部会議を開催し、本計画の着実な実行と目標達成に取り組みます。また、男女共同参画に関する施策の実施状況を公表します。 | 人権啓発センター | 第3次丹波市男女共同参画計画の推進にあたっては、丹波市男女共同参画計画の推進本部において、連携を促す。  | B                    | A   | A   | A   | A     |     |

#### ▲推進項目② 男女共同参画を推進する拠点施設の整備

| 施策<br>No | 施策・取組              | 内 容   | 担当課      | R 4 年度  |  |     |     | 評価  | 今後の方針 |     |
|----------|--------------------|---|----------|---|--|-----|-----|-----|-------|-----|
|          |                    |   |          | 取組状況・実績数値   | 成 果  | H30 | R 1 | R 2 | R 3   | R 4 |
| 1        | 男女共同参画を推進する拠点施設の整備 | 男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点となる男女共同参画センターを整備し、相談や情報提供、交流などにより、男女共同参画の具体的な取組を進めます。 | 人権啓発センター | 令和元年10月に男女共同参画センターを開設し、3年を迎えることができた。年間通して研修会や各種相談を実施した。また、あらゆる機会に、男女共同参画センターの周知を行つた。<br>センターの認知度<br>R 2 : 15.2%<br>R 3 : 22.1%<br>R 4 : 22.9% | 男女共同参画センターの来所者数が増加している。（R3は新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小した）<br>来所者数（電話）：<br>R2 : 343人（204件）<br>R3 : 273人（155件）<br>R4 : 672人（420件） | A   | A   | A   | A     | A   |

## 施策の実績状況

### 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

#### ■基本方針（1）働く場における男女共同参画の推進

##### ▲推進項目① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進

| 施策No | 施策・取組                          | 内容  | 担当課               | R 4年度   |  |    |     | H30 |     |     |  | 今後の方向性  |   |   |     |     |     |     |  |  |
|------|--------------------------------|---|-------------------|---|--|----|-----|-----|-----|-----|--|---|---|---|-----|-----|-----|-----|--|--|
|      |                                |   |                   | 政組状況・実績数値   | 成果   | 評価 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | 政組状況・実績数値  | 成果  | 評価  | H30   | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 |  |  |
| 1    | 雇用の場における男女平等の推進                | 商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知、啓発を行います。                   | 人権啓発センター<br>商工振興課 | 図書・情報コーナーやホームページで随時情報をお伝えするとともに、県人情略登録カードの冊子「きずな」を市内250事業所へ発行した。また、市民アラザ内にハロー工場の専用ラックを設け求人情報を広報などの提供を行った。 | 労働者及び事業所へ情報提供を行うことができた。  | D  | C   | C   | C   | C   | 啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。                                   | 商工振興課との連携により、啓発を行う。   |   |   |     |     |     |     |  |  |
|      |                                |   |                   | 商工会やハローワークづくりの創出に向けて市広報やホームページなどで周知活動を行った。  | 事業者が意識向上につながった。  | B  | B   | B   | B   | B   | 啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。                                   | 令和5～6年度一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請においても、引き続き制度の周知徹底を行い、男女共同参画の推進を図る。  |   |   |     |     |     |     |  |  |
| 2    | 入札参加資格者審査における「男女共同参画」加点制度の導入検討 | 建設工事入札参加資格者審査の主観評価に係る項目に「男女共同参画の推進」を設け、男女共同参画を進める事業所を支援します。     | 商工振興課             | 丹波市建設工事入札参加資格者に係る資格付与要領において、「男女共同参画会づくり制度」の規定を設けて、一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請時に、主観的要素の数値を格付等級に反映させている。          | 入札等参加資格審査申請の際に取り組んだ事業者の主観点数を加点することで、男女共同参画への推進を図った。令和3～4年度の実績として、115件の事業所の取組がある。               | B  | B   | B   | B   | B   | 入札等参加資格審査申請の際に取り組んだ事業者の主観点数を加点することで、男女共同参画への推進を図った。令和3～4年度の実績として、115件の事業所の取組がある。 | 育児休暇・介護休暇取得時に給付される国から支給される上乗せ助成金に対する上乗せ補助を行うことで、女性の生活面立を支え、働きやすい労働環境整備に取り組む。なお、女性活躍推進設備投資補助金は、令和3年度で実施的に終了となつた。 | 育児休暇・介護休暇取得時に給付される国から支給される上乗せ助成金に対する上乗せ補助を行うことで、女性の生活面立を支え、働きやすい労働環境整備に取り組む。なお、女性活躍推進設備投資補助金は、令和3年度で実施的に終了となつた。 |   |     |     |     |     |  |  |
|      |                                |   |                   | 女性の職業生活における活躍の推進に寄与する協定結事業所が行う販売促進、事業規模拡大、従業員の福利厚生に寄与する経費の一部を補助します。                                       | 1社の「女性活躍推進のための両立支援助成金」の制度活用があった。   | B  | B   | B   | B   | B   | 国の両立支援等助成金の活用が増加しており、同助成金の上乗せ助成である市の制度活用も増加している。                                 | 育児休暇・介護休暇取得時に給付される国から支給される上乗せ助成金に対する上乗せ補助を行うことで、女性の生活面立を支え、働きやすい労働環境整備に取り組む。なお、女性活躍推進設備投資補助金は、令和3年度で実施的に終了となつた。 | 育児休暇・介護休暇取得時に給付される国から支給される上乗せ助成金に対する上乗せ補助を行うことで、女性の生活面立を支え、働きやすい労働環境整備に取り組む。なお、女性活躍推進設備投資補助金は、令和3年度で実施的に終了となつた。 |   |     |     |     |     |  |  |
| 3    | 女性の職業生活における活躍支援                | 女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業者等が行う社内の制度改善業務、意識改善等に要する経費の一部を補助します。 | 商工振興課             | 女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業者等が行う社内の制度改善業務、意識改善等に要する経費の一部を補助します。   | 1社の制度活用があった。   | C  | C   | C   | C   | C   | 僅ながらも制度を活用する事業所が増加している。  | 今後更なる啓発活動に取り組み、意識の向上につなげる。  | 育児休暇・介護休暇取得時に給付される国から支給される上乗せ助成金に対する上乗せ補助を行うことで、女性の生活面立を支え、働きやすい労働環境整備に取り組む。なお、女性活躍推進設備投資補助金は、令和3年度で実施的に終了となつた。 | 育児休暇・介護休暇取得時に給付される国から支給される上乗せ助成金に対する上乗せ補助を行うことで、女性の生活面立を支え、働きやすい労働環境整備に取り組む。なお、女性活躍推進設備投資補助金は、令和3年度で実施的に終了となつた。 |     |     |     |     |  |  |
|      |                                |   |                   | 女性従業員を対象とした職業訓練や技能講習をはじめ、従業員の技術、能力の向上を図ります。また、メンタルヘルス研修会やモチベーション向上等の社内研修における講師招へいに要する経費を補助します。            | 市内事業所における従業員の雇用安定の支援は、以下のとおり活用があつた。<br>女性従業員対象教育訓練受講者数：70人<br>従業員対象教育訓練受講者数：457人<br>社内研修：13事業所 | A  | A   | A   | A   | A   | 人材確保が困難になつてきている現在、従業員のスキルアップやモチベーションの維持は重要であり、有効に活用されていいる。                       | 引き続き市内事業所の人材確保、育成の一環として同制度の活用推進を図る。   | 育児休暇・介護休暇取得時に給付される国から支給される上乗せ助成金に対する上乗せ補助を行うことで、女性の生活面立を支え、働きやすい労働環境整備に取り組む。なお、女性活躍推進設備投資補助金は、令和3年度で実施的に終了となつた。 | 育児休暇・介護休暇取得時に給付される国から支給される上乗せ助成金に対する上乗せ補助を行うことで、女性の生活面立を支え、働きやすい労働環境整備に取り組む。なお、女性活躍推進設備投資補助金は、令和3年度で実施的に終了となつた。 |     |     |     |     |  |  |

**▲推進項目② 農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進**

| 施策NO               | 施策・取組  | 内容       | 担当課   | R.4年度   |      |    |     | 評価 | 今後の方向性  |
|--------------------|--|----------|---|---|------|----|-----|----|---|
|                    |  |          |   | 実績数値  | 取組状況 | 成果 | H30 |    |   |
| 1 女性が働きやすい環境づくりの推進 | 農林業や商工業等の自営業に携わる女性がその能力を発揮することができるよう、働きやすい環境づくりを支援します。                           | 人権啓発センター | 起業や継続用など働き方に相談する「チャレンジ相談」を開催した(8/13、12/1、2/17)各回3人定員<br>参加者数：7人   | 相談を受けたひでのうち6人が満足したこと答えている。                                | D    | B  | A   | A  | 専門の相談員による相談であるため、継続して開催する。  |
| 2 女性農業者等の活動支援      | 丹波市農村女性組織連絡会等と連携し、若手女性農業者や新規就農者に対する情報交換会等を行い、経営への参画促進や女性農業者の育成などを女性農業者の活躍を支援します。 | 農林振興課    | 女性農業者を繋ぐ組織「丹波 根っここの女性」の活動を通じて、会員相互や他の市の女性農業者組織との交流、女性農業者のスキルアップに取り組んだ。<br>兵庫県女子交流会への参加<br>草刈り安全講習会への参加<br>SNSを活用した情報発信研修会<br>農業会員活動及び農地法等の研修会など | 今年度もヨロナウイルスの影響が減少したが、SNSを用いた会員相互の繋がりや研修会の実施など活動の定着が図ってきた。 | B    | A  | B   | A  | 女性農業者組織が安定的に活動できるよう支援し、「農」をキーワードに多様な女性農業者の育成を図り、農業を次世代に繋ぐ取組を推進する。 |

**▲推進項目① 審議会等委員への女性の参画促進**

| 施策NO               | 施策・取組  | 内容                      | 担当課  | R.4年度  |      |    |     | 評価 | 今後の方向性  |
|--------------------|--|-------------------------|--|--|------|----|-----|----|---|
|                    |  |                         |  | 実績数値   | 取組状況 | 成果 | H30 |    |   |
| 1 審議会等委員への女性の積極的登用 | 審議会等の委員への女性登用を積極的に推進するとともに、女性委員のいない審議会等を解消し、2022年度までに女性委員の登用率を35%にします。 | 人権啓発センター                | 「丹波市審議会等の委員への女性登用推進要領」に基づき女性の登用を推進した。<br>登用率：H30 24.9%<br>R 1 25.7%<br>R 2 27.0%<br>R 3 28.5%<br>R 4 29.6% | 委員への女性登用推進率について、丹波市男女共同参画推進本部で依頼するとともに、制度資料を全庁送付した。登用率は1.1%上昇した。 | B    | B  | B   | B  | 引き継ぎ、全庁的に目標値および女性委員の登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、女性委員のいない審議会の解消と、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。 |
| 2 審議会等委員への女性登用の促進  | 地域農業の活性化のために女性が活躍できる環境づくりを進め、農業委員会への女性参画を促進します。                        | 農林振興課<br>農業委員会<br>農業事務局 | 農業委員任期：R2年7月～R5年6月（3年間）<br>農業委員任期：R2年7月～R5年6月（3年間）<br>農業委員任期：R2年7月～R5年6月（3年間）<br>農業委員任期：R2年7月～R5年6月（3年間）   | 任期期間であり状況変化なし<br>任期期間であり状況変化なし<br>任期期間であり状況変化なし<br>任期期間であり状況変化なし | D    | C  | C   | B  | 次期改選時の女性委員の応募につながるよう、農業委員会の役割や女性委員の活動状況の広報に努め、女性農業者の参画意欲を高める。                   |

▲推進項目② 市役所管理職への女性職員の登用促進

| 施策No | 施策・取組                          | 内 容  | 担当課 | R 4 年度  |   |     |     | 今後の方向性 |     |     |   |
|------|--------------------------------|--|-----|---|---|-----|-----|--------|-----|-----|---|
|      |                                |  |     | 組織状況・実績数値   | 成績  | H30 | R 1 | R 2    | R 3 | R 4 | 評価  |
| 1    | 「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画による取組の推進 | 女性職員の職務の拡大と幅広い職務を経験できるよう配慮し、管理職昇任試験への積極的なチャレンジを促し、2022年度までに女性管理職の登用率15.3%を目指します。また、昇任への不安を払拭するため、昇任した管理職への指導、助言体制を確立します。 | 職員課 | PC画面ロックシステムの運用による深夜勤務の制限の実施、水曜日ノルマ残業デーの推進、年休取得の推進、テレワーク（在宅勤務）の試行により、ワーク・ライフ・バランスの促進を継続的に実施し、男女を通じた働き方にに対する意識改革を図った。 | 女性管理職登用率<br>9.09%<br>女性監督職登用率<br>13.73%   | C   | B   | B      | C   | B   | 引き続き女性職員に多様な職務の機会を付与するとともに働きやすい職場環境の整備に努める。   |
| 2    | 女性職員の能力発揮と意識向上への支援             | 女性リーダー研修等への派遣や「たんぱく職員チャレンジ・プログラム」等の実施により、女性の能力発揮と意識向上を促進します。女性職員の能力発揮と意識向上への支援   | 職員課 | 管理・監督職又は同職を目指す女性職員が、ともにワーク・ライフ・バランスや業務について考えるとともに、更なるキャリアアップに向け、リーダーとして必要な資質やスキルの向上を図るために研修を実施した。                   | 兵庫県主催「キャリア形成研修」～女性リーダーのため～へモチベーションの高い女性管理職員1名を派遣。<br>市主催「女性ステップアップ研修」に管理・監督職を目指す女性職員16名が参加。 | B   | B   | D      | B   | B   | 引き続き市役所職員の意識改革や能力開発を図るリーダーのために、「キャリア形成研修～女性リーダー～」へのモチベーションの高い女性職員になるためのモチベーションの向上や働き続けることへの意欲を向上させるための研修シールを利用できるその他、特定事業主行動計画による取組を推進する。 |

▲推進項目③ 事業所における方針決定過程への女性の参画促進

| 施策No | 施策・取組  | 内 容  | 担当課      | R 4 年度   |                         |     |     | 今後の方向性 |     |     |  |
|------|--|--|----------|--|-------------------------|-----|-----|--------|-----|-----|--|
|      |  |  |          | 組織状況・実績数値  | 成績                      | H30 | R 1 | R 2    | R 3 | R 4 | 評価   |
| 1    | 商工会やハローワークなど関係機関と連携する情報提供や女性登用の先進事例の紹介を行います。 | 商工会やハローワークなど関係機関と連携する情報提供や女性登用の先進事例の紹介を行います。                       | 人権啓発センター | 図書・情報コーナーやウェブサイトで随時情報を発信するとともに、セミナーなども開催され、セミナー「働きがいのある会社」や兵庫県人材労働協会発行の冊子「きずな」を市内50事業所へ送付し、雇用・労働を中心とした情報情報を周知した。 | 労働者および事業所へ提供的な情報は少なかった。 | D   | C   | C      | C   | C   | 商工会やハローワークなどの情報提供や女性登用の先進事例の紹介を行う。             |
|      | 関係団体と連携した啓発の充実。                              | 商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体など、あらゆる機会を利用して周知を図った。 | 商工振興課    | 商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体など、あらゆる機会を利用して周知を図った。   | 事業者への意識の向上につながった。       | B   | B   | B      | B   | B   | 啓発活動は、継続していくことが大切であり、会後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。 |

■ 基本方針（3） 女性の能力発揮に対する支援  
 ▲推進項目① 継続就業・再就業・起業に対する支援

| 施策No | 施策・取組               | 内 容   | 担当課      | R 4 年度  |  |    |   |   | 今後の方向性 |   |  |  |  |
|------|---------------------|---|----------|---|--|----|---|---|--------|---|--|--|--|
|      |                     |   |          | 取組状況・実績数値   |  | 成果 |   |   | 評価     |   | H30 R 1 R 2 R 3 R 4  |  |  |
| 1    | 従業就業を可能とする支援の充実     | 商工会やハローワークなど関係機関と連携し、柔軟な働き方や休暇が取得やすい職場環境の創出を支援します。  | 人権啓発センター | 図書・情報コーナーやウェブサイトで随時情報発信するとともに、「きずな」を市内250事業所へ送付し、雇用労働を中心とした女性等をテーマの情報紙を閲覧した。また、施設内にハローワーク相原による専用ラックを設け、情報提供を行った。  | 労働者および事業所へ情報提供することができるようになりました。                                      | D  | C | C | C      | C | 多様で柔軟な働き方を導入している事業所の取組紹介などの情報を提供を行います。また、子育て中の女性等を対象に市に窓口や起業等に関するセミナーを開催する。          |  |  |
|      |                     | 女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業者等が行う社内の制度改善業務、意識改進等に要する経費の一部を補助します。【再掲】   | 商工振興課    | 商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報紙やホームページなどで周知活動を行つた。  | 事業者への意識の向上につながった。  | B  | B | B | B      | B | 啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。                                       |  |  |
| 2    | 女性の就業に関する学習機会の提供    | 女性の就業支援のノウハウや人脈等を有する団体との連携などにより、継続就業、再就業、起業等に必要な知識や技能を修得するためのセミナーを開催します。  | 人権啓発センター | 1社の「女性活躍推進のための両立支援助成金」の制度活用があつた。  | 僅かながら制度を活用する事業所が増加していく。  | C  | C | C | C      | C | 会後も、更なる啓発活動に取り組み、意識の向上につなげる。   |  |  |
|      |                     | 女性の就業に関する学習機会の提供  | 人権啓発センター | 再就職や起業、地域活動など新たに何かにチャレンジしようとすると、3回実施、「働き方セミナー」を3回実施した。(働き方セミナー1回とチャレンジ相談は兵庫県立男女共同参画センタード連携)・チャレンジ相談(8/13、12/1、2/17)<br>・働き方セミナー(10/15、2/26)<br>10/15 参加者 14名<br>2/26 参加者 4名 | アンケート結果から高い満足度が得られた。起業や再就職、就業継続を目指す女性の不安解消やライフスタイルを考える機会を提供することができた。 | A  | A | A | A      | A | 再就職や継続就労など、ライフプランに応じた働き方ができるよう、学習の機会を提供する。   |  |  |
| 3    | 福祉分野における女性有資格者の活躍支援 | 出産、子育て、介護等家庭の事情により離職された女性有資格者家庭へ支援を行います。また、女性有資格者への福利厚生のため費用を援助します。   | 社会福祉課    | 令和3年度末は廃止したが、福祉人材確保支援等福祉人材支援、補助金において、引き継ぎ女性有資格者への福祉分野における支援を行つた。<br>21名)  | 補助対象者の見直しを行つたことにより、女性有資格者への就労支援に繋がった。                                | B  | A | B | C      | B | 女性有資格者福祉人材支援補助金は廃止したが、福祉人材確保支援(0・1ターン者等福祉人材支援)補助金において、引き継ぎ女性有資格者への支援を行つた。            |  |  |
|      |                     | 丹(まごろ)ワークサポートたんばにおいて、あらゆる就職希望者に対し相談やセミナー、情報提供など、ワンストップサービスで支援します。   | 商工振興課    | 平成30年度に兵庫労働局と締結した雇用対策協定を基に、ハローワーク職員が子育て学習セミナーにて出向き、子育て中の女性男性を対象にした就職相談会「ハローワーキング」を21回(各地域)  | 30～40代の23名の利用があった。   | A  | A | A | A      | A | 子育て学習センターを利用しながら復職に向けた相談ができる。しかし、子育て学習セミナーを利用しない市民もいるため、認定こども園でハローワーキングを開催できないか検討する。 |  |  |
| 4    | 就職を希望する女性への情報提供     | 起業を希望する女性に対して、店舗改装や設備等の初期投資費用の一部を補助します。また、起業家支援窓口「たんぱチヤレンジカフェ」において、起業や第二創業に向けたセミナーの開催、専門家による相談、アドバイスの実施や起業後のフォローアップを行います。 | 商工振興課    | Bizステーションたんぱを活用した起業者28件のうち、新規起業者支援事業を活用した起業者：5件<br>Bizステーションたんぱ相談件数(創業分)：延べ382件   | 市内で起業をめざす者にとって、有用な機能になつている。  | A  | A | A | A      | A | 引き続き市内で起業をめざす者へのフォローアップ体制を強化し取組を進めます。  |  |  |
|      |                     | 起業希望者に対する支援の充実  |          |   |  |    |   |   |        |   |  |  |  |
| 5    |                     |   |          |   |  |    |   |   |        |   |  |  |  |

## ▲推進項目② 女性リーダーの育成

| 施設<br>No | 施設・取組               | 内 容  | 担当課      | R 4 年度  |  |   |   | H 30 R 1 R 2 R 3 R 4 |   |   |   | 今後の方向性  |
|----------|---------------------|--|----------|---|--|---|---|----------------------|---|---|---|---|
|          |                     |  |          | 取組状況・実績数値   |  |   |   | 成果                   |   |   |   |   |
| 1        | 女性リーダー育成のための学習機会の充実 | 女性リーダー育成のノウハウや人脈等を有する民間団体との連携などにより、セミナーの開催やロールモデルの紹介など学習機会を提供し、女性リーダーの育成に取り組みます。 | 人権啓発センター | 再就職や起業地盤活動など新たに何かにチャレンジしようとする女性の悩み相談会「チャレンジ相談」を3回実施、「働き方セミナー1回を除き、いずれも兵庫県立男女共同参画センターと連携・働き方セミナー参加者7名・参加者18名 | アンケート結果から高い満足度が得られ、起業や再就職、就業継続等をめざす女性の不安を解消する機会を提供できた。 |   |   |                      |   |   |   | 女性リーダー育成のためのセミナー等を開催する。様々な分野で活動する女性のネットワークづくりを行う。 |
|          |                     |  |          | 令和元年度に、男女共同参画センターを市民プラザに設置したことにより、リーダー育成事業は実施していない。   | —  | A | D | D                    | D | D | D | 女性の入材バンクの整備                                       |
| 2        | 女性の情報収集と提供          | 様々な分野で活躍している女性の情報を収集し、女性入材バンクの整備を進めます。   | 人権啓発センター | センターに来所される女性に声をかけ、地域での活動状況を把握した。  | 女性の入材バンクの整備はできていない。                                    | D | C | C                    | C | C | C | 女性の入材バンクの整備という形でなく、様々な分野で活動する女性のネットワークを築く。        |
|          |                     |  |          | —   | —  |   |   |                      |   |   |   | —   |

## ▲推進項目③ 女性のネットワークづくりへの支援

| 施設<br>No | 施設・取組           | 内 容   | 担当課      | R 4 年度   |   |   |   | H 30 R 1 R 2 R 3 R 4 |   |   |   | 今後の方向性                               |
|----------|-----------------|---|----------|--|---|---|---|----------------------|---|---|---|--------------------------------------|
|          |                 |   |          | 取組状況・実績数値  |   |   |   | 成果                   |   |   |   |                                      |
| 1        | 女性のネットワークづくりの推進 | 様々な分野で活躍している女性や女性団体、グループのネットワークづくりの機会となるフォーラム等を開催します。 | 人権啓発センター | 女性団士がゆるやかにつながり、自分らしい生き方や暮らし方を見出したための居場所「つむぎカフェ」を開催した。<br>年6回開催 参加者数延べ31名 | すでに活動している女性のネットワークではなく、これから活動を始められる女性のネットワークができる。 | B | B | B                    | B | B | B | あらゆる女性を支援するため、より多くの人が繋がれる方法で女性を支援する。 |

■基本方針（4） 地域活動等における男女共同参画の推進

▲推進項目① 自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり

| 施策No | 施策・取組                   | 内 容   | R 4 年度   |  |    |   | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 |   |   |   | 今後の方向性 |
|------|-------------------------|---|--|--|----|---|---------------------|---|---|---|--------|
|      |                         |   | 取組状況・実績数値  | 成 果  | 評価 |   |                     |   |   |   |        |
| 1    | 自治会・自治協議会等における女性役員の登用促進 | 自治会長会等に対しても、女性登用に向けた働きかけと情報提供を行います。   | 人権啓発センター   | 「男女共同参画センターだより」において、市内の取組事例（伊佐口自治会）を紹介して、情報提供することができた。 | B  | B | B                   | B | B | 地域における意思決定、方針決定を行う過程への女性の参画を促す。                   |        |
|      | 市民活動課                   | 女性役員の登用実績<br>自会長1人、副会長18人、女性役員<br>※自治協議会は理事制や部会制など地域によって組織体系が異なるため数値化していない。<br>※女性役員には女性が多く構成員には女性が多いが役員の登用にはかかわらず、参考 | 女性役員における女性役員登用は、戸主＝男性的な地域風土は根強く、女性役員の登用は広がっていない。<br>・自治協議会については女性が多く参画しているが役員の登用にはかかわらず、参考 | B  | B  | C | C                   | C | C | 住民ワークショップなどを通じて、多様な主体が参画することの効果や必要性に気づいてもらう取組を行う。 |        |

▲推進項目② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援

| 施策No | 施策・取組                             | 内 容   | R 4 年度    |  |    |   | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 |   |   |  | 今後の方向性 |
|------|-----------------------------------|---|-----------|--|----|---|---------------------|---|---|--|--------|
|      |                                   |   | 取組状況・実績数値 | 成 果  | 評価 |   |                     |   |   |  |        |
| 1    | 多文化共生社会の実現促進                      | 丹波市国際交流協会と連携し、在住外国人が日常生活で抱えている課題の解決に取り組み、在住外国人が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めます。 | 人権啓発センター  | 言語の障壁等で生活等に支障をきたしていき市内在住外国人に対し、通訳派遣や翻訳を行い、生活支援を行った。<br>・利用者 8 名  | A  | B | B                   | B | B | 丹波市国際交流協会と連携し、在住外国人が日常生活で抱えている課題の解決に取り組み、地域社会に参画しやすい環境づくりを進める。                 |        |
|      | 市民活動への参画促進                        | 地域の課題解決に向けた取組や地域の活性化につながる取組に対する相談会を開催します。                             | 人権啓発センター  | また、日常生活における悩みについて通訳者つきで相談することができる「外国人のための生活相談会」を行った。<br>・利用者 2 名   |    |   |                     |   |   | 性別や年齢、役職に関わらず多様な主体が参画できるよう、住民アンケートやワークショップなどを実施する取組を進めます。                      |        |
| 2    | 市民活動への参画促進                        | 市民活動や地域づくりに関する相談件数  | 市民活動課     | 市民アラサーの開設に伴い、常時相談できる体制が整ったため、相談会は開催してないなどいろいろな相談に対応することができた。<br>・市民活動や地域づくりに関する相談件数<br>年間 837件（1日平均 2.28件） | B  | B | A                   | A | A | 地域住民が自分として主張的に取り組んでいくよう、見直しの必要性や住民の動機づけを丁寧に行う。                                 |        |
| 3    | 市民活動促進                            | 地域の課題を自分事として考られる人が増えつつある。   | 市民活動課     | 市民アラサーの開設に伴い、常時相談できる体制が整ったため、相談会は開催してないなどいろいろな相談に対応することができた。<br>・市民活動や地域づくりに関する相談件数<br>年間 837件（1日平均 2.28件） | B  | B | A                   | A | A | 市民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、多様な主体が協働する取組を総合的に進めます。                                     |        |
|      | 生涯学習、市民活動、地域づくり活動の拠点となる施設の設置と利用促進 | 生涯学習、市民活動、地域づくり活動の拠点となる施設（仮称）を開設し、市民の参画によるまちづくりを進めます。                 | 市民活動課     | 各種相談、セミナー、パブリックコメントミーティング、交流会などを通じ、市民活動や市民参画に関する様々な情報を発信を行った。  | A  | A | A                   | A | A | 丹波市民による中間支援組織を設立し、令和年度からその中間支援組織による運営とした。<br>・市民プラザ年間来館者数 11,747人（1日平均 38.39人） |        |

## (▲推進項目② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援)の継ぎ

| 施策No | 施策・取組               | 内 容  | 相 当 項 | R 4 年度   |   |  |   | 今後の方向性 |     |     |     |     |
|------|---------------------|--|-------|--|---|--|---|--------|-----|-----|-----|-----|
|      |                     |  |       | 取組状況・実績数値  |   | 成 果  |   | H30    | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 |
| 4    | 誰もが集う身近な活動拠点施設の整備促進 | 自治公民館活動や地域づくり活動の推進を図るため、活動拠点施設を支援します。  | 市民活動課 | 地域の生涯学習や地域づくり活動拠点施設を整備することによって、多様な主体が地域の活動に参画する機会を創出します。自治公民館等整備補助実績<br>新築 大規模改修 グラウンド改修 地域づくり活動拠点整備補助実績<br>2件 2件 2件   | 大規模修繕に係る補助を行い、自治会や自治協議会の活性化や生涯学習の振興に寄与した。 | 令和4年度から令和6年度の3年間の時限措置として、子育て世代の自治会参画を目的とした公園遊具や贈呈品購入による補助金を創設します。自治会協議会の拠点施設は行政財政のせい下げなど古い建物が多いことから、施設の長寿化・補助額が少ないことから、施設の補助を見直す必要がある。 | B | B      | A   | B   |     |     |
| 5    | 高齢者の自立、生きがいづくりの推進   | いきいき百歳体操の推進、いきいき百歳体操サポーター養成講座<br>・令和4年度いき百歳サポーター養成講座（4回コース）受講者7名。うち登録サポート者7名。受講している人は7名。全員登録サポート者1名。うちサポーター登録サポート者1名。うちサポーター登録サポート者1名。登録サポート者1名。また、くらし応援隊に登録した場合は、登録人数が増加し社会参加、地域での活躍につながっている。<br>くらし応援隊<br>・養成講座1コース（4回シリーズ）開催。受講者35名、うち登録者9名。令和5年3月時点の登録者は69名。丹波市社会福祉協議会地域支えあい推進員による各種団体への受講率が高まり、受講者が増加した。依頼会員47人、協力会員59人、利用回数は1,653件（ともに3月時点）よりいちずれも増加した。また、協力会員の居住地域を越えた活動については交通費100円/回を市より補助し、活動しやすい環境を整えました。 | 介護保険課 | いきいき百歳体操サポーター養成講座は一時期ほど多くはないが、現在も一走者を見られていよいよ活動拠点施設でもあります。民生委員の交代時期でもあります。いきいき百歳体操の知識を広め、立上げを働きかけていく。実施団体においては専門スタッフを活用されるが、いきいき百歳体操サポート者を望む声もあるが、いきいき百歳体操サポート者を活用されるよう促し、活躍の機会を増やしていく。<br>また、くらし応援隊を進めるとともに、くらし応援隊が活躍する場を増やすべくこども必要ではある。登録入会数の少ない地域においては、地域及び団体を越えて調整を図つていく。また、専門職だけではなく地域全体で高齢者を支えることが、高齢者のいきがいづくりがいづくりに至ることになります。 | B   | B  | B | A      | B   |     |     |     |

### 施策の実施状況

#### ■基本方針（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革

##### ▲推進項目① 意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進

| 施策NO | 施策・取組                   | 内 容   | 担当課      | R 4 年度   |  |     |     | 今後の方向性 |    |   |  |
|------|-------------------------|---|----------|--|--|-----|-----|--------|----|---|--|
|      |                         |   |          | H30  | R 1  | R 2 | R 3 | R 4    | 評価 |   |  |
| 1    | ワーク・ライフ・バランス推進に向けた広報・啓発 | 広報紙やホームページを活用し、働き方の見直しやライフ・バランス推進を行い、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知します。                 | 人権啓発センター | 図書・情報コーナーやホームページで随時情報誌を発信した。ヨーロッパスタイルの変化によりワーク・ライフ・バランスの割合、「市民意識アンケート」より46.9%（令和3年度：55%） | コロナ禍における生活スタイルの変化によりワーク・ライフ・バランスの意識にも変化があったと考えられる。 | D   | B   | A      | A  | B | 広報紙やホームページを活用し、働き方の見直しやライフスタイルの充実に向けた広報・啓発活動を行う。 |
| 2    | 事業主及び労働者への普及啓発          | 商工会やハローワークなど関係機関と連携し、事業主や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進による効果について理解を促し、取り組む事業所の拡大に努めます。 | 商工振興課    | 商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体や周知の機会を利用して周知を図った。                          | 事業者への意識の向上につながった。                                  | B   | B   | B      | B  | B | 啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。   |
|      |                         |   | 人権啓発センター | 図書・情報コーナー、ホームページで情報収集するどとともに、県人権啓發協会発行の冊子「きづな」と男女共同参画セミナーなどを市内250事業所へ送付し情報提供を行った。        | 労働者および事業所へ情報提供することことができた。                          | D   | B   | B      | B  | B | 商工会やハローワークなど関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知する。   |
|      |                         |   | 商工振興課    | 商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体や周知の機会を利用した。                                | 事業者への意識の向上につながった。                                  | B   | B   | B      | B  | B | 啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。   |

▲推進項目② 男性の家事・育児・介護への参画促進

| 施策No | 施策 施策・取組・<br>内 容             | 担当課      | R 4年度   |   |           |                     | 今後の方向性   |  |  |  |
|------|------------------------------|----------|---|---|-----------|---------------------|--|--|--|--|
|      |                              |          | 取組状況・実績数値   | 成果  | 評価        | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 |  |  |  |  |
| 1    | 男性の家事・育児・介護への参画促進のための学習機会の提供 | 人権啓発センター | 図書・情報コーナーに男性的な家事、育児、介護等について考える講座を準備した。相手に自分の気持ちを伝えるためのコミュニケーション講座を実施した。参加者15名       | 講座参加者がからは、概ね高い満足度が得られた。   | A A A A   | A                   | 法制度の改正により、制度は整っているが、実際の家事や育児、介護への参画を円滑にするための、学習の機会や情報提供を行う。                    | 法制度の改正により、制度は整っているが、実際の家事や育�児、介護への参画を円滑にするための、学習の機会や情報提供を行う。                   |  |  |
| 2    | 男性の家事・育児・介護への参画促進            | 介護保険課    | 介護に関する介護未経験者、在宅介護を行っている介護者に対して、基本的な知識を習得するため介護入門研修を開催しました。受講者8名（うち男性0名）             | 既に在宅で介護が必要な方、将来的に必要となる方の知識を習得が必要だと考えている方への支援につながった。             | C D C B C | C                   | 今後も継続して研修を行い、受講生の確保に努める。   | 今後も継続して研修を行い、受講生の確保に努める。   |  |  |
| 3    | 男性の家事・育児・介護への参画促進            | 子育て支援課   | 子育て世世代の男性（父親）を中心とした講座を実施した。研修参加者の大半は女性であるが、男性の参加者も見受けられるようになり、子育てのサークルの構成員にも男性が増えた。 | 男性の参加は少ない状況にあるが、育児や子育ての意識を高めてもらうことができ、各家庭での子育てへの関わり方にについて交流できた。 | B B B B B | B                   | 子育て世世代の男性（父親）を中心とした講座や社会全体で育てていく意識の醸成を図ることとともに、そのきっかけとして男性（父親）を対象とした講座を実施していく。 | 子育て世世代の男性（父親）を中心とした講座や社会全体で育てていく意識の醸成を図ることとともに、そのきっかけとして男性（父親）を対象とした講座を実施していく。 |  |  |

■基本方針(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた環境整備の促進

▲推進項目① 育児・介護休業制度の整備と活用の促進

| 施策No | 施策・取組               | 内 容   | 担当課      | R 4年度   |                            |   |   | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 |   |   |   | 今後の方向性   |
|------|---------------------|---|----------|---|----------------------------|---|---|---------------------|---|---|---|--|
|      |                     |   |          | 取組状況・実績数値   |                            |   |   | 成果                  |   |   |   |  |
| 1    | 育児・介護休業制度の導入促進      | 商工会やハローワークなど関係機関に導入に向け、各種支給制度や活用事例の紹介も含めた啓発を行います。 | 人権啓発センター | 図書・情報コーナーに男性の家事、育児、介護等について考える冊子を備えました。また、センターだけよりも多くの記事を掲載しました。厚生労働省が発行している「育児に関する冊子」をハローワークから取り寄せ、センター内に掲示、配布した。 | より詳しい冊子を活用し、情報提供を行うことができた。 | D | D | C                   | C | B | B | 育児や介護の制度活用により、ワーク・ライフ・バランスが図れるよう広報を行う。         |
| 2    | 働きやすい職場づくりのための企業の誘致 | 育児・介護休業制度の整備とワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の誘致            | 商工振興課    | 商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体や周知の機会を利用して周知を図った。   | 事業者への意識の向上につながった。          | B | B | B                   | B | B | B | 啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。 |
| 3    | 働きやすい職場づくりのための企業の誘致 | 育児・介護休業制度の整備とワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の誘致            | 商工振興課    | 新規企業立地に向けた説教活動において、女性活躍推進に対する支援制度を紹介し、女性の立地の促進に向けた取組を進めます。  | 特に成果はなかった。                 | C | C | C                   | C | C | C | 引き継ぎ、各支援制度紹介を意識し企業誘致活動に努める。                    |

▲推進項目② 多様な働き方に対する支援

| 施策No | 施策・取組                | 内 容   | 担当課      | R 4年度   |  |   |   | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 |   |   |   | 今後の方向性  |
|------|----------------------|---|----------|---|--|---|---|---------------------|---|---|---|---|
|      |                      |   |          | 取組状況・実績数値   |  |   |   | 成果                  |   |   |   |   |
| 1    | 多様な働き方にに関する学習機会の提供   | 子育て中の女性等を対象に在宅ワークや起業等に必要な知識情報を発信するセミナーを開催します。   | 人権啓発センター | 図書・情報コーナーやウェブサイトで随時情報発信した。ワークスタイル、マネーブランクについて学ぶ講座を開催した。参加者数：24人 | 3回とも参加者の満足度は70%を超えている。                           | A | A | A                   | A | A | A | 子育て世代のニーズにあつたセミナーや講座を開催する。                            |
| 2    | 多様で柔軟な働き方が選択できる制度の普及 | フレックスタイム制度やテレワーク等の多様で柔軟な働き方を導入している事業所の取組を紹介します。 | 人権啓発センター | 県が実施しているミモザ企業によるホームページに掲載し周知した。                                 | ミモザ企業に認定された事業所が市内に2社あることが分かった。年度内に市民への周知はできていない。 | D | C | C                   | C | C | C | フレックスタイム制度やテレワーク等の多様で柔軟な働き方を導入している事業所の取組紹介などの情報提供を行う。 |

▲推進項目③ 子育て・介護支援の充実

| 施策<br>No | 施策・取組          | 内 容  | 相 当 質  | R.4年度  |  |  |     |   |   | 今後の方向性 |   |   |                 |   |  |    |   |
|----------|----------------|--|--|--|--|--|-----|---|---|--------|---|---|-----------------|---|--|----|---|
|          |                |  |  | 取組状況・実績数値  |  |  | 成 果 |   |   | H30    |   |   | R.1 R.2 R.3 R.4 |   |  | 評価 |   |
| 1        | 子育てに係る経済的負担の軽減 | 児童を養育している家庭への生活の安定の確保と次代の社会貢献及び賃金なために児童手当を支給する。  | 社会福祉課  | 中学校卒業までの児童を養育している方への支援(所得制限あり)<br>定時払:6月、10月、2月<br>臨時払:転出等<br>支給対象延児童数:81,371名<br>支給額:883,525千円  | 保育料無償化以前は、5割近くの保育料軽減額となりましたが、3歳未満児の保育料のひょうご保育多子世帯への保育料への負担軽減が実現されています。また、こども園等での保育料軽減率を維持していける。<br>(陸減額) 69,526,047円 32.4%軽減<br>(補助実績) 113世帯 8,507,300円すべく、対象者を低所得世帯まで拡充した。<br>(2,500円上限/月)<br>(補助実績) 192世帯 3,008,890円 | 国の定めある保育料基準額から目標の3割以上軽減できています。<br>ひょうご保育多子世帯への保育料への負担軽減が実現されています。また、こども園等での保育料軽減率を維持していく。<br>事業用に伴う補助費用を補入する費用についても、実費徴収を活用し、低所得世帯に対し、負担費用を補填することができた。 | A   | A | A | A      | A | A | A               | A | A  | A  | 法定事務として制度に基づき取り組む。  |
| 2        | 介護保険事業計画の推進    | 介護保険事業の円滑かつ着実な推進を図るため、介護保険事業サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどです。   | 子育て支援課   | 介護保険事業計画に基づき、事業運営を行っているが、福祉人材不足は解消に至っていない。<br>介護給付の適正化の一環として、住宅改修に係るケアマネージャー、施工業者を対象に研修を行った。また、住宅改修申告者の工事前後に中から数件ピックアップし工事後には訪問調査を行った。 | 第8期事業計画に基づき、事業運営を行っているが、福祉人材不足は解消に至っていない。<br>介護給付の適正化の一環として、住宅改修に係るケアマネージャー、施工業者を対象に研修を行った。また、住宅改修申告者の工事前後に中から数件ピックアップし工事後には訪問調査を行った。  | 福祉人材不足は解消に至っていないが、休止や廃止となつた事業所もある。<br>給付の適正化を行い、共通認識を持つことで給付の適正化につながりつつある。   | B   | A | A | B      | A | B | A               | B | A  | B  | 府舎内で連携をとり、福祉人材確保への取組みを進めている。介護サービスに係る給付実績の分析を行い、各事業所へ働きかけを行う。 |
| 3        | 多様な保育サービスの充実   | 認定こども園等において延長保育・特別支援が必要な児童への加配保育の充実等、実施した。<br><延長保育>10園 1,557回(実296人)<br><一時預かり保育> 50,308,000円<br>(一般型)12園実施 410人利用<br>(幼稚園型I)13園実施 1,009人利用<br><余裕活用型I>1園実施7人利用<br><病児保育><br>(体調不良時対応型) 2,354人利用<br>(病後帰対応型) 2園13園<br><特別支援保育><br><支援が必要な園児83人 加配保育士数59人 (補助金支給ベース) 97,170,000円 | 各園において、延長保育・特別支援が必要な児童への加配保育の充実等、実施した。<br>また、保護者の多様な保育ニーズに応えることができた。 | A  | A  | A  | A   | A | A | A      | A | A | A               | A | 保護者の働き方や、子育て世帯の保育ニーズ等を把握ながら、異次元の少子化対策等、国の動向を注視しつつ、時代の変化にあつた保育サービスを展開していく必要がある。 |    |   |
|          |                | 保護者が就労などにより、放課後等の見守りができない小学生を対象に、遊びや集団での活動を通して、児童の健全育成を図るため、子育て支援課   |  | 保護者が就労などにより、放課後等の見守りができない小学生を対象に、遊びや集団での活動を通して、児童の健全育成を図るため、子育て支援課   | 市内22か所において平日は13時～18時、長期間休業中等は8時～18時まで開設した。また、延長保育として最長19時まで、長期休業中等は8時30分から8時まで、利用希望があれば開設した。<br>・登録児童数 1,105名<br>・延利用率者数 152,660名  | 昨年度と比較し、ほぼ同程度の登録児童数である。新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら通常どおり運営した。   | A   | A | A | A      | A | A | A               | A | A  | A  | 保護者の多様なニーズに応えていくため、指導員の専門的な知識の習得や人材育成を図り、指導員の資質の向上に努める。       |

(▲推進項目③ 子育て・介護支援の充実) の続き

| 施策<br>NO | 施策<br>名            | 対象・取組   | 内 容   | 担当課   | R 4 年度  |  |  | H30 R 1 R 2 R 3 R 4 |  |  | 今後の方向性   |
|----------|--------------------|---|---|---|---|--|--|---------------------|--|--|--|
|          |                    |   |   |   | 取組状況・実績数値   | 成果   | 評価   |                     |  |  |  |
| (3)      | (多様な保育サービスの充実)     | 子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員となり、互いに子育てを助け合うためアミリー・サポートセンター事業を実施します。 | 児童を養育している家庭の保護者における児童の養育が一時的に保育を必要とする場合や、緊急一時的に保護者の仕事と子育てとの両立に際して多様な保育について、調査実施に対する支援を行っています。 | 乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者などと児童の援助を受けたいたい方と相談を受けていたい方との両立を支援活動を支援し、子育てと仕事の両立を支援した。  | 昨年度と比較してほぼ同程度の会員登録数である。利用件数は新型コロナウイルスの影響もあり減少に転じた。<br>・依頼会員 132名<br>・協力会員 86名<br>・両会員 34名 | 昨年度と比較してほぼ同程度の会員登録数である。利用件数は新型コロナウイルスの影響もあり減少に転じた。<br>・依頼会員 327件   | A A A A  |                     |  |  | 制度開拓により利用件数は増加傾向にあるが、委託事業者との連携やSNSを活用し会員数の増加に努める。  |
|          | 子育て家庭ショートステイ事業     | 社会福祉課   | 3家庭 4名（延べ19日）の利用があった。   | 一時的に養育が困難な保護者に対して、養育の負担の軽減が図れた。   | A A A A   | 委託先である児童養護施設等の入所定員数により緊急時の受け入れが困難にならぬ事業を実施する。セーフティネットと合わせて、多様な保育ニーズに応えるには、保育士不足も課題となっていることから、保育人材の確保並びに離職防止を補うための施策を展開する必要がある。 |  |                     |  |  |  |
|          | 子育て支援課             |   |   | 令和3年9月の法律の施行により、医療的ケアフルの個々の状況に応じて適切な支援を受けるよう保育者が仕事をすることができる環境が整えられ、家族の離職が仕事の防歰と、安心して医療的ケア児の健やかな成長と、安心して産み育てることができる社会のことから、市は自主的かつ主観的に医療的ケア児の家族に対する支援を実施する事業を補助しておおり、配管看護師への八件費等を補助することにより支援を開始した。 | A A A A   | 医療的ケア児保育支援事業補助金<br>3施設 3人 10,792,000円<br>病後児保育についても、利用者は少ないものの、子育て世帯の保護者が、いざこの安心感や、健全な保健環境を補助することにより整えることができた。                 | 医療的ケア児保育支援事業補助金<br>3施設 3人 10,792,000円<br>病後児保育についても、利用者は少ないものの、子育て世帯の保護者が、いざこの安心感や、健全な保健環境を補助することにより整えることができた。 |                     |  |  | 地域の身近な子育て支援拠点として、子育て中の保護者が自由に集え、驚かれる場を提供する。令和4年度は延べ51,760人の来館があった。                                       |
| 4        | 子育てに係る情報提供と相談機能の充実 |   |   | 地域の子育て支援拠点である子育て学習センター等において、相談業務や情報提供を行い、地域の子育て家庭に対する育儿支援を行います。また、教育事業、地域子育て支援事業などの利用者支援事業を実施します。   | 市内6センターで子育て相談、グループ育成・支援、家庭教育講座等を実施していく。令和4年度は延べ45,217人・イベント来館者数5,616人・相談件数927件            | 子育て中の保護者が自由に集え、驚かれる場を提供する。令和4年度は延べ51,760人の来館があった。  | A A A A  |                     |  |  | 地域の身近な子育て支援拠点として、子育てに係る情報提供を行うこととして、自由に相談しあうことで、孤立せざる子育てを楽しめる環境を作り出した。新型コロナウイルス感染防止対策のため利用制限を継続しながら運営した。 |

## 施策の実施状況

### 基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり

#### ■基本方針(1) あらゆる暴力の防止と根絶

##### ▲推進項目① DV対策の推進

| 施策NO | 施策・取組            | 内 容  | 担当課           | R 4年度  |   |     |     |     | 評価  | 今後の方向性 |  |
|------|------------------|--|---------------|--|---|-----|-----|-----|-----|--------|--|
|      |                  |  |               | 取組状況・実績数値  | 成 績   | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4    |  |
| 1    | DVに関する正しい知識の普及啓発 | 男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動推進期間(11/12～25)にバー・ブルリボン運動(11/12～12/25)を実施した。<br>DVに関する正しい理解を進めます。 | 人権啓発センター      | 女性に対する暴力をなくす運動推進期間(11/12～25)にバー・ブルリボン運動(11/12～12/25)を実施した。<br>DVに対する意識啓発などを通じて意識啓発を図ることができた。また、リプロダクティブ・ヘルス/DV防止における観点を考慮することができた。   | 女性に対する暴力防止について意識啓発を図ることができた。また、リプロダクティブ・ヘルス/DV防止における観点を考慮することができた。  | B   | A   | A   | A   | A      | 性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等により、暴力が行われることなどに関する啓発を行う。また、DV防止に向けた取組を市民とともに啓発で行き方を探検する。   |
| 2    | 丹波市DV対策基本計画の推進   | 「丹波市DV対策基本計画」の推進にあたり、府内の関係課が連携し各種施策に取り組むとともに、県や近隣市町、関係機関等とも相互に連携・協力して推進します。              | 配偶者暴力相談支援センター | ・DV対策推進委員会を年4回(6、8、11、2月)開催した。<br>・DV対策年内連携会議を年3回(7、1、2月)開催した。<br>出席職員数：7月…12課(センター)23人<br>" : 1月…12課(センター)23人<br>・府内連携会議にて、DV対策基本計画の推進について説明を行ふとともに、支援措置対象者への対応について協議を実行した。また、研修によりDV被害者支援に対する知識を深めることができます。<br>2月 出席者33人<br>・他市配累センターとの連携 5件 | 令和4年度で第2次DV対策基本計画の計画期間が終了するところから、DV対策推進委員会の答申を受け、第3次DV対策基本計画を策定した。  | A   | A   | A   | A   | A      | ・第3次計画を推進していくために、府内関係課の取組状況を年1回集約し、計画の進行状況の点検・評価を行う。<br>・府内関係課の計画の進行状況の点検・評価の結果をDV対策推進委員会で報告して助言・指導を受け、府内関係課の取組の見直しに反映させる。 |
| 3    | DVに関する相談窓口体制の強化  | DV被害者の相談窓口として、迅速に対応するため、配偶者暴力相談センターの設置に向けて調整を進めます。                                       | 配偶者暴力相談支援センター | DV被害者からの相談窓口として、DV被害者と、被害者の安全確保を第一にと連携し、被害者の安全確保を行います。また、母子生活支援施設入所等、自立に向けて必要な支援を行います。   | ・令和2年度、DV相談支援センター開設することができる。以後、専門の漏れ相談員が相談に応じた。<br>・相談員等の専門性を高めるため、国・県・各種団体が主催する研修に積極的に参加した。<br>(16回、うちオンライン研修5回) | B   | A   | A   | A   | A      | ・DV相談センターが、DV被害者の相談窓口として認知され、安心して相談してもらえるよう、関係機関との連携を図り、適切な支援を行う。  |
|      |                  | DVに関する相談窓口体制の強化  | 配偶者暴力相談支援センター | DV被害者の相談窓口として、DV被害者と、被害者の安全確保を第一にと連携し、被害者の安全確保を行います。また、母子生活支援施設入所等、自立に向けて必要な支援を行います。   | ・新規相談件数26件のうち警察との連携は3件(延連携件数10回)<br>・一時保護件数 0件  | A   | A   | A   | A   | A      | ・DV被害者の安全を確保するため、関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。<br>・DV被害者の心情に寄り添いながら自立に向けた支援を継続して行う。  |

(▲推進項目① DV対策の推進) の続き

| 施策No | 施策・取組         | 内 容   | 担当課   | R 4 年度  |   |     |         | 今後の方向性 |         |  |  |
|------|---------------|---|-------|---|---|-----|---------|--------|---------|--|--|
|      |               |   |       | 取組状況・実績数値   |   | 成 果 |         | 評価     |         | H30 R 1 R 2 R 3 R 4  |  |
| 4    | 学校におけるDV防止の啓発 | 思春期保健事業を通じて、中学生を対象にデートDVについての理解を深める啓発を行います。 | 健康課   | 市内中学校6校で性教育を実施した際、具体的に考えられるようグループワークも取り入れている。   | 生徒の事後感想文には、自分も相手も大事にしたいといったような記載があつた。   | B   | B B B B | B      | B B B B | 講演会や集会等だけでなく、人権教育資料やDV防止啓発パンフレット、関連ホームページ及び、他校の授業内容や活用資料について情報が得られるよう周知に努める。 |  |
|      |               | 中学生を対象にデートDVについて理解を深める授業を行います。              | 学校教育課 | 「講演会」または「授業」により、デートDV学習を7校中6校が実施できたが、コロナ関連により、計画はしていたが、中止となつた学校もあった。<br>【R2～R4調査】中学3年生が、中学校の3年間で、デートDVの授業により学習した生徒の割合84%。 | 授業での学習は、内閣府資料、県教委資料等を活用し、取組を進めている。講演会においても、事前説明や意見交換をとどめ、ないう事後指導を行い、学習に取り組んでいる。 | B   | B B B B | B      | B B B B | 講演会や集会等だけでなく、人権教育資料やDV防止啓発パンフレット、関連ホームページ及び、他校の授業内容や活用資料について情報が得られるよう周知に努める。 |  |

(▲推進項目② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

| 施策No | 施策・取組            | 内 容                                       | 担当課      | R 4 年度  |                                     |     |         | 今後の方向性 |         |  |  |
|------|------------------|---|----------|---|-------------------------------------|-----|---------|--------|---------|--|--|
|      |                  |   |          | 取組状況・実績数値   |                                     | 成 果 |         | 評価     |         | H30 R 1 R 2 R 3 R 4  |  |
| 1    | 各種ハラスメント防止に向けた啓発 | 広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報啓発を行います。 | 人権啓発センター | FM805たんぱにおいて「職場と人権」をテーマにペワハラの定義や対処法について放送した。<br>・「職場と人権」について記事を掲載した。<br>啓発冊子「きずな」を市内250事業所へ送付した。<br>・職場における人権学習に講師を派遣する制度を活用し、働き方やハラスメント等職場における人権について学んだ事業所が1事業所であった。(令和3年度：3事業所) | ラジオ放送や事業所への広報配布など、幅広く啓発活動を行うことができた。 | B   | B A A A | B      | B A A A | 令和4年4月からハラスメント防止法が全事業所に義務化されている。広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行う。 |  |

▲推進項目③ 児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進

| 施策<br>No. | 施策・取組<br>内容 | 担当課   | R 4 年度   |  |    |   | H30 |   |     |   | R 4 年度 |     |     |  |  |
|-----------|-------------|---|--|--|----|---|-----|---|-----|---|--------|-----|-----|--|--|
|           |             |   | 取組状況・実績数値  |  | 成果 |   | 評価  |   | H30 |   | R 1    |     | R 2 |  |  |
| 1         | 障がい者虐待防止の推進 | 障がい者の被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報提供や必要に応じて保護、支援を行っています。                           | 障がい者虐待の被害者に対し、面談や電話等による相談業務（対応）を行い、迅速な対応を行つた。  | 障がい者虐待対応に對し、速やかに対応した。  | B  | B | B   | B | B   | B | R 3    | R 4 |     |  |  |
| 2         | 高齢者虐待防止の推進  | 高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のために相談業務を行い、適切な情報提供や必要に応じて保護、支援を行います。                        | 年1回開催をしている虐待対策地域連絡会は感染症拡大影響で中止した。うち、虐待認定件数37件のうち、虐待認定3件は通報したもののが4件であった。令和3年度は通報件数46件のうち、虐待認定が117件であり、通報認定件数ともに過去最高となつた。                                | 区域の地域包括支援センターの対応能力向上を図れたことに対する研修が実施され、専門員に対する研修が実施後、居宅介護支援事業者より「これは虐待専門員より「これはない」という相談がセンターに入ることが増加した。 | B  | B | B   | B | B   | B | B      | B   |     |  |  |
| 3         | 児童虐待の防止の推進  | 家庭児童相談員を設置し、川西などども家庭センターや児童福祉関係者などとの連携を図り、育児不安などの子どもや家庭に応じた適切な援助を行ひ、児童虐待の防止を行ります。 | 要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携強化、児童虐待に対する認知度向上、相談機関リーフレット500部、各児童・家庭へのミニカード8,700枚を作成し、学校・こども園等に配布した。11月の児童虐待防止推進月間には、FM805放送、市広報紙掲載、ポスター・チラシ・のぼり旗の掲示を行いました。 | 関係機関と連携を図り、養育不安等のある子どもや家庭を把握し、適切な援助を行つた。<br>・新規相談件数 99件<br>・相談及び関係機関連携件数 1,764件                        | A  | A | A   | A | A   | A | A      | A   | A   |  |  |

今後の方向性

|  |  |
|--|--|
| 障がい者虐待対応について、速やかに事案の確認を行うとともに、以後の虐待事案対応ができる体制を確保する。  | 障がい者虐待対応について、速やかに事案の確認を行うとともに、以後の虐待事案対応ができます。  |
| 令和5年度に厚生労働省から高齢者虐待に関するマニフェルの改訂が示されたおり、それに伴つて丹波市は虐待に対する認可を見直すことをしていふ。また、権利擁護支援センターの設置を見据えた、高齢者の権利擁護支援の体制の在り方に見直しを進める。 | 令和5年度に厚生労働省から高齢者虐待に関するマニフェルの改訂が示されたおり、それに伴つて丹波市は虐待に対する認可を見直すことをしていふ。また、権利擁護支援センターの設置を見据えた、高齢者の権利擁護支援の体制の在り方に見直しを進める。 |

■基本方針（2） 誰もが安心して暮らせる環境の整備

■推進項目① 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり

| 施策<br>No | 施策・取組                | 内 容   | 担当課  | 取組状況・実績数値  |   |           |    | H30<br>R1 | R2 | R3 | R4 | 評価 | 今後の方向性 |   |
|----------|----------------------|---|--|--|---|-----------|----|-----------|----|----|----|----|--------|---|
|          |                      |   |  | 出来事  |   |           |    |           |    |    |    |    |        |   |
| 1        | 地域で支える介護支援の充実        | 地域包括支援センターを中心とした高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるよう、介護だけでなく、必要な相談を受け、必要な相談を受ける様々な相談等の総合相談・支援サービスを行います。     | 介護保険課  | 各ケースについて、月1回ほどのスクリーニング会議を実施し、対応につなぎ協議を行って問題解決に向け取り組んだ。また、専門職でのミーティングを毎日行い、相談内容の共有、協議を重ねた。                        | 各巡回包括と連携を取り、問題解決につなげることができた。  | H30<br>R1 | R2 | R3        | R4 | B  | B  | B  | B      | ▲ |
| 2        | 介護保険事業計画の推進          | 認知症高齢者等見守りネットワーク事業について、新規協力事業所との協定締結を行った。早期発見SOSシステムにより高齢者等の所在不明となる場合に、早期発見SOSシステムによる早期発見を見ります。 | 介護保険課  | 高齢者等見守りネットワーク事業について、月1回ほどのスクリーニング会議を実施し、対応につなぎ協議を行い、適切な関係機関と一緒に問題解決に向けて取り組んだ。また、専門職でのミーティングを毎日行い、相談内容の共有、協議を重ねた。 | 地域の見守りネットワーク事業所等から約25件の内を民生委員やケアマネジャーなどと共に個別地域ケア会議等を通じて対応した。認知症について悩みを聞いて悩みを一つ個人・家族のものとせず、多くの方々と共有することで、認知症を発症していくことが懸念される章の普及活動を普及の転換を普及啓発活動を通じて行った。 | B         | B  | B         | B  | B  | B  | B  | B      | ▲ |
| 3        | 障がい者基本計画・障がい児福祉計画の推進 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、続いている地域社会の実現に向け、介護保険事業計画に基づき、介護保険事業サービスや施設サービスなど適切な提供体制を図ります。               | 介護保険課  | 介護保険事業の円滑かつ着実な推進を図るため、介護保険事業計画に基づき介護保険事業サービス基盤の一整備を行っており、居宅サービスや施設サービスなど適切な提供体制を確立します。                           | 市内の居宅支援事業所に対して、ケアプランの作成に必要な23項目がプランに反映しているかケアプラン点検を行った。外部講師によるケアプラン作成が開催され、全34事業所中27事業所の参加があった。   | A         | A  | A         | A  | A  | A  | B  | B      | ▲ |
| 4        | 障害者差別解消法の理解・啓発の推進    | 障がい者施設の円滑かつ着実な推進を図るため、障がい者基本計画・障がい児福祉計画に基づき、障がい児福祉計画の実現に向けた新たな目標設定を行います。                        | 障害者差別のない社会を目指して、障害者を図るために、障がい者基本計画・障がい児福祉計画・障がい児福祉計画の実現に向けた新たな目標設定を行います。 | 障がい者基本計画・障がい児福祉計画・障がい児福祉計画の実現に向けた新たな目標設定を行います。   | 障がい者基本計画・障がい児福祉計画・障がい児福祉計画の実現に向けた新たな目標設定を行います。  | B         | B  | B         | B  | B  | B  | B  | B      | ▲ |
| 5        | 手話施策推進方針の推進          | 障がい者差別解消法の理解・啓発の推進  | 障害者差別のない社会を目指して、障害者を図ります。  | 障害者差別のない社会の理解を求める啓発に努めました。(ホームページ掲載、パンフレット配布等)   | 自治会長会などを通じ、啓発活動を行った。  | B         | B  | B         | B  | B  | B  | B  | B      | ▲ |

■推進項目② ひとり親家庭等への支援の充実

| 施策<br>No | 施策・取組            | 内 容   | 担当課   | R 4年度  |  |   |   | H30 |   |   |   | R 1 |   |   |   | R 2                |   |   |   | R 3 |   |   |   | R 4 |   |   |   | 今後の方向性 |   |   |  |
|----------|------------------|---|-------|--|--|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|--------------------|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|--------|---|---|--|
|          |                  |   |       | 取組状況・実績数値  |  |   |   | 成 果 |   |   |   | 評価  |   |   |   | 法定事務として制度に基づき取り組む。 |   |   |   |     |   |   |   |     |   |   |   |        |   |   |  |
| 1        | ひとり親家庭等の経済的負担の軽減 | ひとり親家庭等の生活の安定と立派な育成、児童扶養手当を支給します。   | 社会福祉課 | 児童の父又は母、又は父母に代わってその児童を養育している方（資格要件あり）  | 支給対象者に対する支援を行うことができた。  | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A                  | A | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A      | A | A |  |
|          |                  | ひとり親家庭が必要な時に安心して医療費を受けられるよう、医療費給付を行います。   | 市民課   | 県基準超過分も市独自の所持基準を設けることにより、より多くのがひとり親家庭が安心して医療費受けられることができます。   | 県基準超過分も市独自の所持基準を設けることにより、より多くのがひとり親家庭が安心して医療費受けられることができます。   | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A                  | A | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A      | A | A |  |
|          |                  | 経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び保護者に対する学用品購入費、修学旅行費、給食費等の援助を行います。また、経済的理由により修学困難と認められた高校生又は高等専門学生を対象に奨学金を給付します。 | 教育総務課 | 県と共同で経済的負担を軽減するべく、公的保険・県・市の3層構造により医療費給付を行っている。<br>・受給者数：598名<br>・診療件数：7,345件<br>(R4母子医療費振替分差、人員報告より) | 県と共同で経済的負担を軽減するべく、公的保険・県・市の3層構造により医療費給付を行っている。<br>・受給者数：598名<br>・診療件数：7,345件<br>(R4母子医療費振替分差、人員報告より) | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A                  | A | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A      | A | A |  |
|          |                  | 母子父子自立支援員による相談を行います。  | 社会福祉課 | 就学援助認定者（延べ人數）計509人<br>小学校：準要保護324人、要保護3人<br>中学校：準要保護182人、要保護25人<br>奨学金給付                             | 就学援助認定者（延べ人數）計509人<br>小学校：準要保護324人、要保護3人<br>中学校：準要保護182人、要保護25人<br>奨学金給付                             | B | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A                  | A | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A      | A | A |  |
| 2        | ひとり親家庭の自立・生活支援   | ひとり親家庭の母又は父が経済的に効果の高い資格を取得する場合、高等職業訓練成績進歩金（上限3年）を支給し、生活費の負担を軽減します。                                      | 社会福祉課 | 児童扶養手当認定者への制度周知を行つた。（給付実績なし）   | 児童扶養手当認定者への制度周知を行つた。（給付実績なし）   | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A                  | A | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A      | A | A |  |
|          |                  | ひとり親家庭の母又は父が就職に必要な技能の講習会を受講する場合、「自立支援教育訓練給付金」を支給します。  | 社会福祉課 | 就労に必要な技能の習得に向けた経済的支援を行つた。（受講希望者は、受講まで相談や支援を行い、受講につなげた）   | 就労に必要な技能の習得に向けた経済的支援を行つた。（受講希望者は、受講まで相談や支援を行い、受講につなげた）   | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A                  | A | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A      | A | A |  |
|          |                  | 高等學校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等學校卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合の費用の削減を行います。                                   | 社会福祉課 | 利用実績がないものの、制度周知を行つた。（給付金が支給付金の支給には至らなかった）  | 利用実績がないものの、制度周知を行つた。（給付金が支給付金の支給には至らなかった）  | B | B | B   | B | B | B | B   | B | B | B | B                  | B | B | B | B   | B | B | B | B   | B | B | B | B      | B | B |  |
|          |                  | 19歳未満の子どもをも養育している母子家庭等において、母子ともに自立した生活を送ることが困難な場合、生活の安定を図るために、指導・指導を行います。                               | 社会福祉課 | 母子の生活の安定を図るための措置を講じました。  | 母子の生活の安定を図るための措置を講じました。  | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A                  | A | A | A | A   | A | A | A | A   | A | A | A | A      | A | A |  |
|          |                  | 経済的理由による妊娠、産褥に対する助産施設への支援を行います。   | 社会福祉課 | 支援が必要になる際に受け入れができる体制を整えている。  | 支援が必要になる際に受け入れができる体制を整えている。  | B | B | B   | B | B | B | B   | B | B | B | B                  | B | B | B | B   | B | B | B | B   | B | B | B | B      | B | B |  |

■推進項目③ 各種相談体制の充実

| 施策No | 施策・取組             | 内 容   | 担当課      | R 4年度   |   |   |   |   | 今後の方向性 |   |   |   |   |
|------|-------------------|---|----------|---|---|---|---|---|--------|---|---|---|---|
|      |                   |   |          | 取組状況・実績数値   |   |   |   |   | 成果     |   |   |   |   |
| 1    | 介護に関する相談支援体制の充実   | もの忘れ等が気になる方や、介護で悩んでいる家族を対象に、高齢者による医療相談を開催します。   | 介護保険課    | 実施9回、相談件数19件、相談者29名。医師専門医からの見立てを聞いて鑑別診断を受けられ、専門医の申請等に応じた具体的な対応方法などの助言を受けられ令和4年の生活イメージができ、満足度も高い。                                | B | B | B | B | B      | B | B | B | B |
| 2    | 高齢者の権利擁護の推進       | 認知症の家族を抱え、介護について悩んでいる方を対象に、認知症介護者相談を開催します。  | 介護保険課    | 実施11回、延べ43名の参加。豪雪のため1月は開催を中止した。現在、介護真っ只中の高齢者や介護経験者が参加されており、心配していることや悩みなどを打ち明けたりでききりとときどきなどしている。介護者同士だからこそ分かち合える時間として待ちにしもらっている。 | C | C | — | — | —      | — | — | — | — |
| 3    | 障がい者・相談支援体制の充実    | 認知症の高齢者等を介護している家族や介護経験のある方等を対象に、「ほっと」を開催します。  | 介護保険課    | 実施11回、延べ43名の参加。豪雪のため1月は開催を中止した。現在、介護真っ只中の高齢者や介護経験者が参加されており、心配していることや悩みなどを打ち明けたりでききりとときどきなどしている。介護者同士だからこそ分かち合える時間として待ちにしもらっている。 | B | B | B | B | B      | B | B | B | B |
| 4    | 女性のための総合的な相談窓口の設置 | 「高齢者の尊厳の保持」の視点に立ち、高齢者の消費被害の防止や成年後見などの高齢者の権利擁護相談を開催します。高齢者の権利擁護の推進   | 介護保険課    | 高齢者権利擁護相談を年12回のうち、9回開催し、延べ26名来所。(重複あり)のうち令和4年度は相談類型(重複あり)が7件と一ヶ月後見制度」に関する相談が3件(その他の多く)の順に多かった。その他権利侵害や生活困窮、財産管理等の相談があつた。        | B | B | B | B | B      | B | B | B | B |
| 5    | 障がい者・相談支援体制の充実    | 障がい者やその家族の地域における生活を支援するために、各種福祉サービスなどの利便性や介護支援、情報提供とともに総合的な相談窓口を開設することを受ける。障がい者やその家族から相談を受けて、問題解決そのための助言、指導を行います。 | 相談支援課    | 障がい者やその家族から相談を受け、各機関の連携や情報提供なども含め、総合的な相談窓口を開設することを受ける。障がい者やその家族から相談を受けて、問題解決そのための助言、指導を行います。                                    | A | B | B | B | B      | B | B | B | B |
| 6    | 女性のための総合的な相談窓口の設置 | 女性のための様々な悩みに対応する相談窓口を設置し、相談員による助言を提供します。また、性犯罪・性暴力のため支援機関の心身の負担軽減のため周知に努めます。                                      | 人権啓発センター | 女性のための様々な悩みに対応する相談窓口を設置し、相談員による助言を提供します。また、性犯罪・性暴力のため支援機関の心身の負担軽減のため周知に努めます。  | C | A | A | A | A      | A | A | A | A |

■推進項目④ 性的マイノリティに関する理解の促進

| 施策No | 施策・取組                        | 内 容   | R 4年度   |          |  |            | R 4年度   |     |     |     | 今後の方針性 |   |   |   |
|------|------------------------------|---|---|----------|--|------------|---|-----|-----|-----|--------|---|---|---|
|      |                              |   | 取組状況・実績数値   | 成 果      | 担当課  | H30        | R 1   | R 2 | R 3 | R 4 | 評価     |   |   |   |
| 1    | 性的マイノリティについて理解を深めるための学習機会の提供 | 性的マイノリティについて理解を深めます。性的マイノリティによる理解を深めるための学習機会の提供                                       | 情報コーナーに性的マイノリティについて理解を深めます。性的マイノリティについて理解を深めるための講演会やセミナーを開催します。 | 人権啓発センター | 情報コーナーに性的マイノリティについて理解を深めます。性的マイノリティについて理解を深めるための講演会を開催します。                     | 人権啓発センター   | 人権のつどい参加者アンケートで理解が深まつたと答えた割合が81%であった。                         | B   | A   | B   | A      | A | A | 性的マイノリティについて理解を深めるための講演会やセミナーを開催する。   |
| 2    | 性的マイノリティについて理解を深めるための啓発      | 性的マイノリティについて理解を深めます。性的マイノリティについて理解を深めるための啓発   | 広報紙やホームページ、パンフレットを活用し、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓発を行う。             | 人権啓発センター | FMラジオにおいて、性的マイノリティへの理解を深める情報を発信した。   | 人権啓発センター   | 多様な性について、広く市民に意識啓発を図ることができた。                                  | B   | A   | A   | A      | A | A | 広報紙やホームページ、パンフレットを活用し、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓発を行う。   |
| 3    | 性の多様性の尊重                     | 中学校では、性的マイノリティについて理解を深めます。性的マイノリティについて授業を行います。また、小学校では、一人ひとりの生き方や在り方を尊重し、認め合う心を醸成します。 | 思春期保健事業を通じて、中学生を対象に性的マイノリティについての理解を深める啓発を行います。                  | 健康課      | 中学生が多様な性について学習に取り組んだり、教職員が校内研修をしたりしている。また、小学校では、一人ひとりの生き方や在り方を尊重し、認め合う心を醸成します。 | 学校の割合：100% | 児童生徒及び教職員が多様な性について学習に取り組むことができた。学校全体で学習を進めることで、認識や理解が深められている。 | B   | B   | B   | B      | B | B | すべての児童生徒の人権が尊重され、個性が大切にされるよう引き続き学習を進めるとともに、教職員においても、多様な性に対する正しい理解を深めることができます。社会の一員として考えたいといつたような記載があった。 |

■基本方針(3) 生涯にわたる健康づくり支援

■推進項目① 男女の心身の健康保持・増進への支援

| 施策No | 施策・取組             | 内 容  | R 4年度   |  |     |     | R 4年度 |     |     |     | 今後の方針性 |  |        |  |
|------|-------------------|--|---|--|-----|-----|-------|-----|-----|-----|--------|--|--------|--|
|      |                   |  | 取組状況・実績数値   | 成 果  | 担当課 | H30 | R 1   | R 2 | R 3 | R 4 | 評価     |  |        |  |
| 1    | 男女の心身の健康保持・増進への支援 | 健康たんぽ21に基づき、こここの健康相談や各種健診、検査・保健指導等を実施することにより、男女が心身とともに健康で暮らせるよう支援し、健康意識の向上を図ります。 | こころのケア相談：精神科医による相談5回／年<br>実人件数 31人（延べ44人）<br>電話相談 83件<br>(令和3年度)<br>特定健診実施率65.8%<br>特定保健指導実施率65.5%<br>令和4年度は65年11月算定期定だが、特定健診実施率は37%の予定 | こころのケア相談は子供の発達障害や引きこもりの相談へむけられた。支援者として役割を果たしている。支援者も専門医のアドバイスを受けているので相談が増えていている。電話相談は間もなく相談できるので相談が増えている。特定健診実施率は高い男性や不安が大きい女性が多い。 | 健康課 | B   | B     | B   | B   | B   | B      | こころのケア相談は、日程が決まつてこないので相談したいときにできまつてこどもの相談は、直接心療内科等に受診されてしまうことがあります。しかし本人の家族や親族に対する相談も多い。今後も引き続まつてどちらもある。さればよいか、患者の相談も多い。今後も必要がある機関の設立を行つていく必要があります。また未受診者は当日も相談を受ける機会を提供する。特定健診を実施する機関は、特定健診センター受診者は当日も相談ができる。特定健診は毎月実施する。特定健診は月曜日から金曜日まで実施する。 | 基本目標 4 |  |

## ■推進項目② 妊娠・出産等に関する支援の充実

| 施策No                    | 施策・取組  | 内 容 | 担当課   | R 4年度                                 |  |   |   | 成果 | 評価 | 今後の方向性        |
|-------------------------|--|-----|---|---------------------------------------|--|---|---|----|----|---------------|
|                         |  |     |   | 取組状況・実績数値                             |  |   |   |    |    |               |
| 1<br>安心して出産・育児ができる環境の整備 | 子育て世代包括支援センターを核にして、妊娠期から子育て期までの一貫した健康新づくりを支援します。 | 健康課 | ・妊娠届出時には、保健師又は助産師が全数面接し、妊娠期から出産までの支援を行っている。令和5年2月からは国が創設した出産子育て応援交付金事業にかかる伴走型支援（妊娠7か月ごろのアンケート）を開始した。<br>→R4:77.5% | ・子育て包括支援センター認知度H30:50.6%<br>→R4:77.5% | ・子育て包括支援センターの認知度は徐々に上がってきており、必要時利用したいと回答する割合も増加している。（H30:68.6%→R4:77.2%） | B | B | B  | B  | ・相談事業を充実していく。 |

## ■基本方針(4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

| 施策No                     | 施策・取組  | 内 容     | 担当課   | R 4年度     |   |   |   | 成果 | 評価 | 今後の方向性   |
|--------------------------|--|---------|---|-----------|---|---|---|----|----|--|
|                          |  |         |   | 取組状況・実績数値 |   |   |   |    |    |  |
| 1<br>地域防犯活動における男女共同参画の推進 | 防犯協会、少年補導員及び地域防犯グループにおいて、男女共同参画を進め効果的な活動に向けた支援を行います。 | くらしの安全課 | 防犯協会員283名のうち女性会員10名。他の団体については、構成が把握できていません。 | 特になし      | C | C | C | C  | C  | 防犯活動には危険が伴う固定概念がある。女性の観点を生かした防犯活動への理解を求める、女性委員の推薦について自治会等に協議を願う。 |

| 施策No                     | 施策・取組  | 内 容     | 担当課   | R 4年度  |   |   |   | 成果 | 評価 | 今後の方向性                                     |
|--------------------------|--|---------|---|--|---|---|---|----|----|--|
|                          |  |         |   | 取組状況・実績数値                                    |   |   |   |    |    |  |
| 1<br>地域防犯活動における男女共同参画の推進 | 交通指導員の内、女性指導員の占める割合を増加させ、幼児や高齢者などへ女性目線のきめ細かい交通安全指導を行います。 | くらしの安全課 | 小学校を中心とした交通安全教室を実施するほか、定期的な街頭立番を実施した。女性指導員は、48名中19名と39.5%を占めています。 | 街頭啓発では、やさしい口調と対応で、子どもや高齢者の交通事故防止に取り組むことができた。 | A | A | A | A  | A  | 関係団体等と協力、連携を深め、事故防止に向けて女性目線での意見を積極的に取り入れる。 |

(■推進項目① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進) の続き

| 施策<br>NO | 施策・取組               | 内 容  | 担当課         | R 4 年度  |  |   |   | H 30 R 1 R 2 R 3 R 4 |   |   |   | 今後の方向性                                      |
|----------|---------------------|--|-------------|---|--|---|---|----------------------|---|---|---|---|
|          |                     |  |             | 取組状況・実績数値   |  |   |   | 成果                   |   |   |   |   |
| 2        | 地域防災活動における男女共同参画の推進 | 女性消防団員の確保に努めるとともに、火災予防啓発活動ややわらぎ活動に立ち行います。          | くらしの安<br>全課 | ・女性消防団員は現在11名在籍。<br>・火災予防活動として、毎月広報パトロールを実施している。<br>・教員救助講習会では消防本部職員とともに講師を務めることもあった。<br>・秋・春の全国大災難要望運動期間においては、大規模商業施設での啓発広報や水消火器の使用について指導を行った。 | 新型コロナウィルス感染拡大防止により、広報活動は縮小した状態ではあったが、広報啓発などに真摯に取り組むことができた。                       | B | B | C                    | C | B | 引き続き火災予防の啓発と防火思想の普及に力を注いでいく。<br>・消防器の取り扱いに対する初期消火訓練も行っていく。<br>・新聞掲載や広報誌等による団員募集のほか、事業所訪問、個別勧誘など継続して取組み、新規女性団員の確保に努める。 | 丹波市防災会の新規の女性メンバーを中心して訓練メニューを検討し、実施を取り組んでいく。 |
|          |                     |  |             | 自治会防災研修における女性の参加者は増えつつあると感じられるが、訓練の企画、組織の運営を中心に参加している感覚は見込めない。  | 地域防災活動における女性が中心的に参加している状況ではない。   | D | D | D                    | D | C | 丹波市防災会の新規の女性メンバーを中心して訓練メニューを検討し、実施を取り組んでいく。   |   |
|          |                     | 防災会議や地域組織への女性委員の登用を促進し、防災に関する施策に多様な意見が反映されるよう努めます。 | くらしの安<br>全課 | 防災研修における、特に避難所運営においては、クロスロード、HUGなどの研修ツールを通じて、女性視点での避難所整備は必要である点を強調し、参加者に意識させていく。  | 自治会の男性に、女性視点での避難所運営が必要である一定の理解は得られないと感じられる。                                      | C | C | C                    | C | B | 引き続き、男女だけでなく、配慮が必要な人が避難しやすい環境の構築を意識した研修、訓練を実施していく。  |   |
|          |                     | 自主防災組織において、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動に積極的に取り組みます。         | くらしの安<br>全課 | 県が実施する「ひょうご防災リーダー養成講座」に多くの市民の参画を促し、男性、女性それぞれの視点を活かし、地域の防災力の強化を図ります。   | 県のリーダー養成講座が丹波地域で開催され、丹波市で36名の参加者、うち女性が14名であった。うち丹波市防災会に2名の女性の新会員が入会された。          | C | B | D                    | D | B | 女性会員が指導しやすい研修、訓練メニューを検討し、実践を進めていく。  |   |
| 3        | 防災・減災に向けたリーダー育成     | 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の啓発                            | くらしの安<br>全課 | 地域の生活者の多様なニーズに配慮した避難所運営に向けて、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営に取り組みます。   | 防災研修における、特に避難所運営においては、クロスロード、HUGなどの研修ツールを通じて、女性視点での避難所整備は必要である点を強調し、参加者に意識させていく。 | B | B | B                    | C | B | 引き続き、男女だけでなく、配慮が必要な人が避難しやすい環境の構築を意識した研修、訓練を実施していく。  |   |

---

### 第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

---

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させるなど、問題解決に向けて取り組み、その対応状況について報告するものである。

#### 【令和4年度 対応状況】

- ・申出件数 0件

## 第4部 審議会からの意見

| 箇所   | 意見（要旨）  |
|------|---|
| 4 頁  | <p>市民意識調査等アンケート調査の結果について<br/>→ 3種類のアンケート調査を実施されているが、男女共同参画に関する意識は年代によって異なると思う。男女共同参画社会の実現に向けて、どの年代に対してどう意識を広めていきたいのかなど丹波市としてどのように考えているか。どのくらいの人がホームページを見ているのかということも参考になると考えられる。</p>   |
| 11 頁 | <p>数値目標「市役所における男性職員育児休業取得率 14.29%」について<br/>→ 育児休業対象者 42 人中 6 人が育児休業を取得していることになるが、育児休業取得を促す動きがある中で 6 人というのは少なくないか。<br/>どのような事情で育休が取得できないのかという背景を確認していただきたい。</p>  |
| 30 頁 | <p>基本目標 2 基本方針（3）「推進項目①継続就業・再就業・起業に対する支援」について<br/>→ 働き方に対する取組では、パンフレット配架より、相談会で市民の方に直接、働きかけた方が評価は高い。<br/>今年の 4 月に子育てサポート企業として厚生労働省が認定する「くるみん認定」を受けられた企業が新聞等に掲載されることは、市民や他の事業所への影響が大きいと思う。<br/>→ 行政から事業主に働きかけることは難しいが、情報提供することで取組を進めなければと思う。<br/>→ 商工会でも、商工会の情報だけでなく、行政の施策や支援策についての情報提供を商工会員に向けて行っているので利用されたい。</p> |

丹(まごころ)の里



丹波市

編集・発行／丹波市まちづくり部人権啓発センター

男女共同参画推進係

お問い合わせ／0795-82-8684 danjyo-center@city.tamba.lg.jp